

< 参考資料 >

資料—1	関係機関アンケート概要	1
資料—2	「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 応急対策活動要領」に示されている各機関の役割	7
資料—3	過去の災害における関係機関等の活動状況	11
	・平成20年 岩手・宮城内陸地震時における関係機関等の活動状況	
	・平成19年 新潟県中越沖地震時における関係機関等の活動状況	
資料—4	大規模地震時における広域連携メニューカルテ	23
資料—5	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策東北地区連絡協議会広域連携部会 東北圏広域地方計画 取組推進PT（第4回）資料.....	43
資料—6	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策東北地区連絡協議会広域連携部会 東北圏広域地方計画 取組推進PT委員名簿.....	63

資料—1 関係機関アンケート概要

○調査名：

大規模地震発生時における応急対策活動実現のための防災関連施設、緊急ネットワーク等および地理空間情報の現状調査

○調査の目的：

大規模地震発生時における迅速かつ的確な応急対策活動を実現し、東北圏（東北6県および新潟県）の安全・安心な圏域形成を図るための調査

○調査期間：

平成21年11月20日～平成21年12月4日

○調査対象機関：

<国関係機関>

東北管区警察局、東北総合通信局、東北厚生局、東北農政局、東北森林管理局、東北経済産業局、東北地方整備局、東北運輸局、東北航空局、東北地方測量部、仙台管区气象台、第二管区海上保安本部、東北防衛局、陸上自衛隊東北方面総監部

<自治体>

青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、新潟県、仙台市、新潟市

○調査項目：

- ・広域連携に関わる既存防災関連施設や緊急輸送ネットワークの現況調査
- ・災害時応援協定締結状況の現況調査
- ・孤立の恐れがある地域の調査
- ・大規模地震時における広域連携強化方策についての調査

○調査概要：

項目	調査の概要	調査結果の活用
○広域連携に関わる既存防災関連施設や緊急輸送ネットワークの現況調査	応急対策活動に関連する前進拠点、進出拠点、自衛隊駐屯地、警察本部、災害拠点病院、広域輸送拠点、広域避難地等に関する調査を実施した。	アンケート調査結果を、地域防災計画等資料よりデータにより補完 ^{注1)} しアクセス性からみた脆弱性評価に活用した。本編2.3.3(1)参照
○災害時応援協定締結状況の現況調査	各自治体における災害時における、相互応援、医療救護、物資輸送・供給、ライフライン、情報、等に関する応援協定について調査を実施した。	応援協定リストとしてとりまとめた。
○孤立の恐れがある地域の調査	「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」(H21.5 内閣府(防災担当))の調査結果を収集。	孤立する恐れのある地域の分布状況からみた脆弱性の評価に活用した。本編2.3.3(2)参照
○大規模地震時における広域連携強化方策についての調査	過去の大規模災害における広域連携にかかわる問題点、現時点での大規模地震時の広域連携に関わる改善事例や取組状況、新たなご提案(施設、体制・運用等)について調査を実施した。	大規模災害における広域連携メニューの抽出に活用した。本編4.6、4.7.2参照

注1) 応急対策活動に関わる拠点数については、次頁表1に示す。

表1 広域連携に関わる既存防災関連施設等の現況調査結果

防災関連施設	機関名	施設数	合計
前進拠点	陸上自衛隊東北方面総監部	3	3
進出拠点	消防庁	545	571
	第二管区海上保安本部	13	
	第九管区海上保安本部	6	
	陸上自衛隊東北方面総監部	7	
災害拠点病院	青森県	8	73
	秋田県	12	
	岩手県	11	
	山形県	7	
	宮城県	14	
	福島県	8	
	新潟県	13	
	新潟県	13	
広域輸送拠点	青森県	10	76
	秋田県	10	
	岩手県	10	
	山形県	8	
	宮城県	8	
	福島県	17	
	新潟県	13	
	新潟県	13	
広域避難地	青森県	49	264
	秋田県	27	
	岩手県	38	
	山形県	34	
	宮城県	22	
	福島県	46	
	新潟県	48	

事 務 連 絡
平成21年11月20日

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策
東北地区連絡協議会広域連携部会・取組推進PT 関係各位

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策
東北地区連絡協議会広域連携部会事務局長
国土交通省 東北地方整備局
企画部 防災対策官

大規模地震発生時における応急対策活動実現のための
防災関連施設、緊急ネットワーク等および地理空間情報の現状調査について（依頼）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、7月31日開催の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策東北地区連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）広域連携部会・取組推進PTにおいて、当局からお知らせしました標記について、下記のとおり調査を実施いたします。東北圏の防災力向上のため、皆様のご協力をお願い申し上げます。

記

1. 調査の目的

大規模地震発生時における迅速かつ的確な応急対策活動を実現し、東北圏（東北6県および新潟県）の安全・安心な圏域形成を図るための調査を以下の内容で実施いたします。

2. 調査概要

本調査は下表のとおり、2つの調査で構成されています。

調査結果は、今後の防災関連施設の効率的・効果的な整備及び既存施設の利活用、また応急対策活動における防災関連施設の連携手法、地理空間情報の利用手法のあり方を検討するための基礎資料といたします。

表 調査概要

調査区分	調査主体	調査内容
<調査1> 防災関連施設、孤立集落、広域連携方策等に関する調査	国土交通省 東北地方整備局	○広域連携に関わる既存防災関連施設や緊急輸送ネットワークの現況調査 ○災害時応援協定締結状況の現況調査 ○孤立の恐れがある地域の調査 ○大規模地震時における広域連携強化方策についての調査
<調査2> 防災情報に関する調査	国土地理院 東北地方測量部	○防災関連機関における防災に関する地理空間情報（地図情報とそれに関連する統計情報）の保有状況等の現状調査 ○地震発生災害時での情報交換に関する課題や平時での相互利用の現況等についての調査

3. 回答方法

- 機関ごとに調査内容・項目が異なりますので、まず添付の「調査内容と調査依頼機関一覧表」を参照いただき、回答項目と回答用のファイル(調査1:Excel および Word、調査2:Word)をご確認ください。
- 回答は、基本的には回答用のファイルにご記入いただきますが、既存の紙資料及びデータがある場合は、それを別途郵送またはメールにてご送付いただいても結構です。
- 詳細は、各調査の「回答要領」をご覧ください。

4. 回答期限

平成21年12月4日(金)

5. 回答送付先・問合せ先

- 調査1、調査2は、それぞれ回答送付先、問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。

<調査1>

国土交通省東北地方整備局 企画部 防災課 阿部

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9-15

TEL : 022-225-2171 FAX : 022-224-9410 E-mail : bousai@thr.mlit.go.jp

<調査2>

国土地理院 東北地方測量部 測量課 安部

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 (仙台第3合同庁舎)

TEL : 022-295-8613 FAX : 022-256-9663 E-mail : masatoshi@gsi.go.jp

6. 添付資料ならびに別添ファイル

【添付資料】

- ・ 調査内容と調査依頼機関一覧表

【別添ファイル：圧縮ファイルの構成】

○ **調査1**

- ・ 1_回答要領と設問.pdf
- ・ 1-1 回答【防災関連施設】.xls
- ・ 1-2 回答【緊急輸送ネットワーク】.xls
- ・ 1-3 回答【災害時応援協定】.xls
- ・ 1-6 回答【広域連携強化方策】.doc

○ **調査2**

- ・ 2_回答要領と設問.pdf
- ・ 2_回答-〇〇 (各機関名 or 共通) .doc

※調査2の回答用ファイルは、すべての機関のものを一括してご送付しておりますが、貴機関のファイルを選択していただき、ご回答をお願いいたします。

調査内容と調査依頼機関 一覧表

添付資料

※機関ごとに調査内容・項目が異なります。機関ごとに関連すると思われる調査内容・項目に○印をつけておりますが、もし、該当しない場合は回答いただかなくても結構です。

※また、○印が無い場合でも各機関に関連する項目がありましたらご回答ください。

調査区分	調査内容・項目		<回答要領および設問>該当頁	回答フォーム		調査依頼機関																									
						国関係機関											自治体														
						ファイル名	シート名	東北管区警察庁	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面隊司令部	青森県	岩手県	宮城県	福島県	秋田県	山形県	新潟県	仙台市	新潟市	
調査1 (東北地方整備局調査)	1-1 防災関連施設	(1) 救急・消火活動	① 搬送拠点	調査-1 P2	1-1回答【防災関連施設】.xls	搬送拠点	○										○	○													
			② 進出拠点	調査-1 P2		進出拠点	○													○	○										
		(2) 医療活動	① 災害拠点病院	調査-1 P3		災害拠点病院														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			① 備蓄倉庫	調査-1 P4		備蓄倉庫															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		(3) 緊急輸送活動	② 集積所	調査-1 P5		集積所															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			③ 広域輸送拠点	調査-1 P6		広域輸送拠点															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	④ 水上輸送基地		調査-1 P7	水上輸送基地																											
	④ 避難収容活動		① 広域避難地	調査-1 P8	広域避難地														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	1-2 緊急輸送ネットワーク	(1) 陸上輸送	① 緊急輸送道路	調査-1 P9	緊急輸送道路														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			① 漁港	調査-1 P10	漁港															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		(3) 航空輸送	① 空港・飛行場(国管理)	調査-1 P11	空港(国)															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			② 空港・飛行場(地方管理)	調査-1 P12	空港(地方)															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		③ヘリポート(公共用、非公共用、飛行場外専用機等)	調査-1 P13	ヘリポート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1-3	災害時応接協定締結状況の調査	調査-1 P14	1-3回答【災害時応接協定】.xls	応接協定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
1-4	自然災害により孤立可能性のある集落	調査-1 P15	-	-														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
1-5	震度分布図	調査-1 P15	-	-														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
1-6	大規模地震時における広域連携強化方策についての調査	調査-1 P16	1-6回答【広域連携強化方策】.doc	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
調査2 (国土地理院調査)	2-1	情報基盤情報の保存に関する調査	調査-2 P2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	2-2	地震災害時における防災情報の共有・相互利用の状況及び課題についての調査	調査-2 P2	※回答用ファイルが機関ごとに異なります。 ※資料-2をご覧ください。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	2-3	防災情報の公開システム及び情報共有システムについての調査	調査-2 P2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

資料—2 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 応急対策活動要領」
に示されている各機関の役割

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 応急対策活動要領」に示されている各機関の役割(1/2)

【救助・救急活動】

機関		役割
国	現地対策本部及び政府災害対策本部	■救助・救急関係省庁*の行う救助・救急対策の総合調整 (関係道県内の活動の調整：現地対策本部 非被災都道府県からの応援調整：緊急災害対策本部)
	警察庁	■警察広域緊急援助隊による応援の指示及び調整 ■非被災道府県警察による応援のための措置
	防衛省	■救助・救急活動
	消防庁	■関係道県内の救助・救急活動の調整 ■緊急消防援助隊による応援の指示及び調整
	海上保安庁	■海上における救助・救急業務 ■関係道県を行う救助・救急活動の支援
被災地方公共団体		■区域内における救助・救急活動

※救助・救急関係省庁：警察庁、防衛省、消防庁及び海上保安庁

【被災地内医療活動】

機関		役割
国	現地対策本部及び政府災害対策本部	■医療関係機関*の行う災害派遣医療チーム（DMAT）等の編成、派遣及びその輸送についての総合調整
	厚生労働省	■非被災都道府県の国立高度専門医療センター、 国立病院機構の病院におけるDMAT等の編成及びその派遣 ■非被災都道府県に対する災害拠点病院を中心とした公的病院 及び民間病院からのDMAT等の派遣要請 ■医薬品、医療資機材等の供出の指示又は要請 ■非被災都道府県の医療施設におけるDMAT等の派遣 可能数の把握及び緊急災害対策本部への随時通報 ■関係道県におけるDMAT等の活動状況及び不足状況の把握 及び現地対策本部、政府災害対策本部への随時通報
	文部科学省	■非被災都道府県の国立大学病院におけるDMAT等の編成及びその派遣
	防衛省	■自衛隊救護班の編成及びその派遣
	消防庁	■関係道県内の消防機関と連携した救急活動の調整 ■緊急消防援助隊による応援の指示及び調整
	日本赤十字社	■非被災道府県の日赤支部における救護班の編成及びその派遣 ■血液製剤の供出
被災地方公共団体		■区域内における医療活動

【広域後方医療活動】

機関		役割
国	現地対策本部及び政府災害対策本部	■医療関係機関*の行う広域後方医療活動の実施の調整 ■関係道県の広域後方搬送が必要な患者発生状況の把握及び 緊急災害対策本部への随時報告（現地対策本部）
	厚生労働省	■国立高度専門医療センター、国立病院機構の病院に おける広域後方医療活動 ■非被災道府県に対する災害拠点病院を中心とした 公的病院及び民間病院における広域後方医療活動の要請 ■非被災道府県の医療施設における患者受入可能数の 把握及び緊急災害対策本部に随時通報 ■被災地で発生した負傷者の非被災道府県に所在する 医療機関までの搬送活動に従事するDMAT等の派遣・要請
	文部科学省	■国立大学病院における広域後方医療活動 ■広域医療搬送活動に従事するDMAT等の派遣
	防衛省	■広域医療搬送活動に従事するDMAT等の被災地への派遣に関する輸送 ■関係道県から非被災道府県への広域医療搬送
	消防庁	■緊急消防援助隊による、広域搬送拠点から後方医療施設への 患者搬送についての指示及び調整
	日本赤十字社	■日赤病院における広域後方医療活動 ■広域医療搬送活動に従事する救護班の派遣
関係道県		■広域後方医療活動の実施に必要な措置の要請 ■別に定める計画で指定した広域搬送拠点の確保・運営 ■関係道県内の医療機関から広域搬送拠点までの重傷者等の輸送

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 応急対策活動要領」に示されている各機関の役割(2/2)

【交通の確保】

機関		役割
国	現地対策本部及び政府災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急輸送ルート計画に基づく総合調整 ■交通の確保に関する総合調整 ■輸送施設関係省庁*に対する応急復旧等の依頼
	警察庁	■道路交通規制に関する指導調整
	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ■道路の応急復旧等 ■開発保全航路における障害物の除去等 ■港湾施設の応急復旧等 ■空港施設等の応急復旧等 ■航空管制等
	海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ■航路障害物の除去についての必要な措置等 ■航路標識の応急復旧等 ■船舶交通の整理等
	水産庁	■漁港施設の応急復旧等
被災地方公共団体		■所管施設の応急復旧等

※輸送施設関係省庁：警察庁、防衛省、農林水産省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁

【緊急輸送活動】

機関		役割
国	現地対策本部及び政府災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急輸送計画の作成 ■緊急輸送施設関係省庁*に対する緊急輸送の依頼
	国土交通省	■自動車運送事業者、海上運送事業者及び航空輸送事業者の団体等に対する緊急輸送の要請
	防衛省	■保有する船舶、航空機、車両等を用いての緊急輸送
	海上保安庁	■保有する船舶、航空機を用いての緊急輸送活動
	消防庁	■消防機関に対する緊急輸送の要請
被災地方公共団体		■区域内の緊急輸送活動の実施

※輸送施設関係省庁：警察庁、防衛省、農林水産省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁

【応急収容活動（関係道県内）】

機関		役割
国	現地対策本部	■関係道県からの要請に応じて総合調整を行った上で応急収容資機材関係省庁*に対する調達活動等の依頼
	応急収容資機材関係省庁	■関係業界団体等を通じ、住宅建設用資機材メーカー、建設業者等からの資機材の調達

※応急収容資機材関係省庁：農林水産省、経済産業省及び国土交通省

【応急収容活動（非被災道府県）】

機関		役割
現地対策本部及び政府災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> ■関係道県からの要請に応じて具体的な広域的避難収容実施計画の作成 (関係道県内の計画：現地対策本部 非被災道府県の計画：緊急災害対策本部) ■実施計画に基づく措置をとるよう避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に対する依頼
避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁並びに関係地方公共団体		■広域的避難収容実施計画に基づく広域的避難収容活動

※避難収容関係省庁：警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁

6. 宮城県沖地震を想定した具体的な広域防災拠点の配置検討

前章で検討した宮城県沖地震をケーススタディとして広域防災拠点の具体的な配置について検討する。

広域防災拠点に必要な要件として、下記が考えられる。

[広域防災拠点に必要な要件]

- ① 県の枠組みを超えて、域外からの活動要員等の活動拠点（ベースキャンプ）や人員の展開・物資の集配のための中継地点となる一定の空間オープンスペースが確保できること。
- ② 広域支援部隊や防災関係機関が集結し易い交通アクセスに優れた箇所であること。
- ③ 広域的な災害対策活動の展開に必要な情報を共有化できるよう、情報・通信設備が確保できること。

- ・ 第5章で検討したオペレーションで提示された、表5-3の広域防災拠点候補地に上記の必要な要件を照らし合わせると、「大崎市周辺地区」においては、三本木新世紀公園を中心とした周辺地区が、「遠野市周辺地区」においては、遠野市運動公園が広域防災拠点として適していると考えられる。

	①オープンスペース	②交通アクセス	③通信設備等	周辺の防災施設
大崎市周辺地区 ◆三本木新世紀公園	・公園 (約17ha)	・国道4号 ・三本木スマートIC ・古川IC ・JR古川駅（新幹線）	・周辺施設の道の駅三本木（情報提供施設）と光ファイバーで接続	・道の駅三本木（防災拠点化） ・河川防災ST ・大崎市民病院 ・三本木総合支所
遠野市周辺地区 ◆遠野運動公園	・公園 (約26ha)	・東北横断自動車道釜石秋田線（東和IC） ・国道283号	・通信設備の確保が必要	・県立遠野病院

7. 広域防災拠点の整備に向けた課題

◆広域防災拠点の位置付けについて

広域防災拠点は県、市単独では対応が困難な複数の県にまたがる広域あるいは甚大な災害に対して災害対策活動を展開するための施設である。

これに加え、国の現地对策本部、被災県市及び指定公共機関等の責任者からなる合同現地对策本部として、県境を超える広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔として機能を併せ持つものとして中核的広域防災拠点が考えられる。

しかしながら中核的広域防災拠点の位置付けにあたっては、学識経験者及び内閣府も含めた防災関係機関による協議会等を設置し、同協議会による合意や国の施策上の位置付けが必要である。

資料—3 過去の災害における関係機関等の活動状況

平成20年 岩手・宮城内陸地震時における関係機関等の活動状況(その1)

日 時	県の対応	政府の対応	各省庁の対応						備考		
			消防庁 緊急消防援助隊	防衛省・自衛隊 (情報収集活動等)	警察庁 災害派遣	警察庁 広域緊急援助隊	海上保安庁 特殊救難隊等	国土交通省 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)		厚生労働省 DMAT(災害派遣医療チー ム)	
6月14日	08:43 地震発生	・岩手県は一関市、奥州市、北上市、金ヶ崎町及び平泉町に災害救助法を適用 ・宮城県は、栗原市及び大崎氏に災害救助法を適用				6月14日～ ・宮城県警察では、被災者支援対策に万全を期すため、女性警察官を含む10数人で臨時に編成した「栗駒シヤクナグ隊」を栗原市栗駒の避難所を中心に派遣し、相談活動を実施 ・宮城県警察では、「地域警戒警ら隊」を臨時編成し、被災地域における警戒活動を実施。また岩手県警察においても、管轄警察署による警戒活動を実施		6月14日～20日 ・住宅・建築物の応急危険度判定を宮城県栗原市、岩手県奥州市等で実施 6月14日 ・国土地理院は、官邸、内閣府、国土交通省等に災害対策用図等を提供 ・気象庁は、地元関係機関に対する被災地向け災害時気象支援資料の提供開始			
	8:00台	08:43 ・宮城県・岩手県・秋田県災害対策本部設置	08:50 ・官邸対策室設置 ・緊急参集チーム招集 ・総理支持(被災状況の早期把握等) ・内閣府災害対策室設置	08:43 ・消防庁災害対策本部設置	08:50 ・防衛省災害対策室設置		08:44 ・災害警備本部設置 08:45 ・関東、東北、中部各管区警察局の各広域緊急援助隊(広警隊)に対し準備指示 08:58 ・岩手広警隊先行情報班出動	08:50 ・海上保安庁地震災害対策本部設置	08:43 ・国土交通省本省非常体制 ・東北地方整備局災害対策本部設置 ・気象庁災害対策本部設置 08:45 ・直轄施設の巡視点検開始 08:47 ・国土地理院災害対策本部設置	08:50 ・厚生労働省災害対策本部設置 08:51 ・全国のDMATに待機要請	
	9:00台					09:39 ・山形・新潟広警隊先行情報班出発指示					
	10:00台	10:50 ・岩手県知事が災害派遣要請		(10:00) ・陸自ヘリ3機、海自固定翼機3機、空自固定翼機2機で偵察活動実施中 10:40 ・陸自ヘリ5機、偵察隊、海自固定翼機2機、ヘリ2機、空自固定翼機3機で偵察活動実施中	10:50 ・岩手県知事より第9特科連隊長に災害派遣要請	10:00 ・福島県警の先行情報班(3台、8名)が岩手に向けて出発			10:00 ・防災ヘリコプターみちのく号による調査飛行開始 ・現地情報連絡員(リエゾン)を宮城県庁・岩手県庁へ派遣 10:20 ・国土交通省本省非常災害対策本部設置 10:26 ・防災ヘリコプターはくろく号による調査飛行開始(TEC-FORCE先遣班)		
	11:00台	11:00 ・宮城県知事が災害派遣要請	11:34 ・政府調査団(団長:防災担当大臣)出発	11:00 ・緊急消防援助隊(陸上部隊137部隊、航空部隊10機)出動		11:00 ・宮城県知事より第6師団長に災害派遣要請	11:14 ・広域緊急援助隊(福島県、埼玉県、警視庁、山形県、青森県、新潟県、茨城県)が岩手県に向け出発		11:45 ・本省の担当官10名派遣準備中	(11:40) ・DMAT10チームが出動 ・千葉県ドクターヘリが被災地に向け出動中	
	12:00台	(時間不明) ・岩手県及び宮城県、海上保安庁に要請			(12:50) ・偵察活動実施中 ・海保 航空機11機、巡視船艇25隻	(12:50) ・活動中の部隊 陸自 2個ヘリ部隊、2個偵察隊、1個連隊、1個大隊、1個施設団 海自 大湊地方総督部、八戸航空基地 空自 百里基地、秋田救難隊、三沢基地		6月14日～ ・岩手県及び宮城県からの要請を受け、ヘリコプターによる孤立者の救助等を実施 (12:50) ・特殊救難隊1隊、機動防除隊1隊	12:40 ・防災ヘリコプターあおぞら号による調査飛行開始(TEC-FORCE先遣班)		
	13:00台		13:35 ・政府調査団、現地着陸	13:40 ・緊急消防援助隊(陸上部隊140部隊、航空部隊13機)出動	(13:50) ・偵察活動実施中 ・海保 航空機11機、船艇25隻による沿岸部被害状況調査中		13:59 ・千葉県警ヘリ、花巻空港に向け出発(レンジャー6名搭乗)		13:40 ・(社)宮城県トラック協会あて緊急物資輸送関連の要請に対応できるよう指示	(13:50) ・DMAT20チームが出動 ・千葉県ドクターヘリが被災地に向け出動中 ・福島県ドクターヘリが被災地にて活動中	

平成20年 岩手・宮城内陸地震時における関係機関等の活動状況(その2)

日 時	県の対応	政府の対応	各省庁の対応					備考	
			消防庁 緊急消防援助隊	防衛省・自衛隊 (情報収集活動等)	災害派遣	警察庁 広域緊急援助隊	海上保安庁 特殊救難隊等		国土交通省 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)
6月14日 14:00台				14:20 ・海保 沿岸部被害状況調査の結果、沿岸部に被害を認めず	(14:40) ・活動中の部隊 陸自 2個ヘリ部隊、2個偵察隊、2個連隊、1個大隊、1個施設団 海自 3個航空群、1個教育航空隊 空自 2個航空団、2個救難隊	14:00 ・広域緊急援助隊(福島県警、埼玉県警、警視庁、山形県警、青森県警、新潟県警、茨城県警、栃木県警、群馬県警、千葉県警、神奈川県警、山梨県警、長野県警、静岡県警の計204名が出発し、さらに58名が出発予定)が岩手県、宮城県に向け出発		14:10 ・本省から現地に向け19名出発(その他8名はヘリにより出発済み) 14:10 ・河川、砂防、道路、住宅、港湾、ダム、下水道等の専門家による調査開始(TEC-FORCE先遣班) 14:20 ・(社)岩手県トラック協会あて緊急物資輸送関連の要請に対応できるよう指示 14:55 ・応急対策班(無人化施行機械)派遣済み	
15:00台		15:25 ・総理指示(被災者を今日中に救出)	15:00 ・緊急消防援助隊(陸上部隊183部隊、航空部隊14機)出動		15:20 ・活動中の部隊 陸自 2個ヘリ部隊、2個偵察隊、2個連隊、1個大隊、1個施設団 海自 3個航空群、1個教育航空隊 空自 2個航空団、2個救難隊 人員260名、車両約80両、航空機14機	15:00 ・広域緊急援助隊(福島県警、埼玉県警、警視庁、山形県警、青森県警、新潟県警、茨城県警、栃木県警、群馬県警、千葉県警、神奈川県警、山梨県警、長野県警、静岡県警の計270名が出発)が岩手県、宮城県に向け出発	15:25 ・特殊救難隊1隊、機動防除隊1隊(ヘリ計4機派遣)		15:30 ・DMAT35チームが出動 ・千葉県・福島県ドクターヘリが被災地にて活動中
16:00～17:00台		16:30 ・政府の現地対策連絡対策室設置(宮城県栗原市役所内)							17:26 ・12都県からDMAT計36チームを派遣、現地にて27チームが活動中
18:00台		18:50 ・総理指示(救助活動及び被害の確認作業夜間も継続等)							18:10 ・福島医科大学ドクターヘリ患者搬送(胆沢病院→岩手医科大学病院)
19:00台									19:00 ・DMAT36チームを派遣、現地にて27チームが活動中 ・千葉県・福島県ドクターヘリが被災地にて活動中
20:00～24:00台		20:00 ・災害対策関係省庁連絡会議開催				(20:10) ・警察ヘリ6機(警視庁3機、青森県警1機、千葉県警1機、神奈川県警1機) ・警察機動通信隊を派遣(福島、青森、茨城、関東管区)		24:00 ・照明車(北陸、関東)が一関市に集結(TEC-FORCE 応急対策班)	20:00 ・栗原中央病院とその周辺に、計7DMAT が待機(東北大学、災害医療センター、山形県立中央病院、仙台市立病院、日本海病院仙台日赤病院、仙台医療センター) ・胆沢病院に3DMAT が待機(八戸市民病院、弘前大学、胆沢病院)
-			(対応勢力) 18:30 ・786人、ヘリ13機、被災地外からの出動	(対応勢力) 17:30 ・のべ約360人、車両約90両、航空機23機	(対応勢力) 18:50 ・270人、ヘリ6機、被災地外からの出動	(対応勢力) 18:40 ・巡視船25隻(395人)、航空機11機(55人)、特殊救難隊1隊(5人)			

出典：【赤字】首相官邸 緊急情報(「岩手県内陸南部を震源とする地震について」平成20年6月14日(09:15現在)～平成20年6月14日(10:30現在)、「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震について」平成20年6月14日(11:00現在)～平成20年6月24日(19:00現在)) 官邸対策室

：【黒字】「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震について」平成21年7月2日14:00現在 内閣府
 ：【青字】「岩手・宮城内陸地震最長報告会 国土交通省の危機管理対応」平成20年9月11日 東北地方整備局 企画部 防災課長 松井幸一
 ：【緑字】「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震に被害状況及び対応について(第13報) 厚生労働省
 ：【桃字】「平成20年岩手・宮城内陸地震について(第2報)」平成20年9月16日 東北運輸局

平成20年 岩手・宮城内陸地震時における関係機関等の活動状況(その3)

日 時	県の対応	政府の対応	各省庁の対応					備考			
			消防庁 緊急消防援助隊	防衛省・自衛隊 (情報収集活動等)	警察庁 災害派遣	警察庁 広域緊急援助隊	海上保安庁 特殊救難隊等		国土交通省 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	厚生労働省 DMAT(災害派遣医療チ ーム)	
6月15日	—		(対応勢力) 07:45 ・793人、ヘリ13機、被災地 外からの出動 (対応勢力) 09:15 ・800人、ヘリ16機、被災地 外からの出動 (対応勢力) 16:15 ・815人、陸上部隊184部 隊、ヘリ16機、被災地外か らの出動		(対応勢力) 07:00 ・約1100人、車両約280両、 航空機19機 (対応勢力) 11:00 ・約1080人、車両約280両、 航空機26機 (対応勢力) 11:00? ・約2230人、車両約460両、 航空機49機	(対応勢力) 06:00 ・4127人(※災害警備本部 員を含む)、ヘリ7機、被災 地外からの出動	(対応勢力) 08:20 ・巡視船2隻、航空機10機、 特殊救難隊1隊 (対応勢力) 10:50 ・巡視船2隻、航空機9機 (対応勢力) 10:50? ・巡視船2隻、航空機10機	【国土地理院】 ・現地緊急調査班を現地へ派遣 ・政府現地連絡対策室等被災地域の 関係機関に災害対策用図や正射写 真図等を搬入 ・空中写真撮影を実施 【気象庁】 ・地震による地震の観測を考慮し、大雨 警報・注意報の発表基準を、通常より 引き下げた暫定基準を設けて運用 ・県防部局と共同で発表している土 砂災害警戒情報の発表基準につい ても暫定基準を設けて運用	こころのケア対策のため、国 立精神・神経センター精神 保健研究所の専門家1名及 び担当官を現地对策本部 に派遣		
	7:00台		07:45 ・陸上部隊184部隊、航空部 隊13機出動 総計793人					07:00 ・(独)土木研究所・国土技術 政策研究所による現地調査 開始(TEC- FORCE 応急対策班)			
	8:00台					(08:30) ・警察ヘリ7機(警視庁3機、 青森県警1機、千葉県警1 機、神奈川県警1機、北海 道県警1機) ・警察機動通信隊を派遣(福 島、青森、茨城、関東管区)		(08:30) ・気象庁地震観測班派遣済 み	8:30 ・DMAT36チームを派遣、現 地にて21チームが活動中 ・千葉県・福島県ドクターヘリ が被災地にて活動中 ・DMAT ミーティング		
	9:00台	09:00 ・緊急参集チーム招集	09:15 ・陸上部隊184部隊、航空部 隊16機出動 総計800人					(09:30) ・本省、地方整備局等からな る TEC-FORCE を14日現 地に派遣 ・照明車18台、衛星通信車3 台等を派遣			
	10:00台	10:30 ・総理指示(行方不明者 の情報確認等)						10:00 ・土砂災害危険箇所につい て、岩手河川国道事務所一 関出張所に集合し、調査開 始(TEC- FORCE 被災状況調査班)			
	11:00～ 12:00台	12:30 ・団長以下、政府調査 団、市ヶ谷に着陸 12:38 ・防災担当大臣が官房長 官に現地調査結果の報 告			(11:30) ・道路啓開、入浴支援を実施				12:00 ・岩手県、宮城県に医療ニー ズを確認し、県内対応となれ ば、日本 DMAT の解散を検 討(各県に確認中)		
	13:00台	13:00 ・岩手県奥州市、北上 市、胆沢郡金ヶ崎町、西 磐井郡平泉町、宮城県 大崎市に災害救助法を 適用	13:00 ・陸上部隊184部隊、航空部 隊16機出動 総計815人					(13:15) ・特殊救難隊1隊、機動防除 隊1隊(機動救難士)派遣、 回転翼機6機、固定翼機3 機、巡視船2隻		13:30 ・DMAT ミーティング	
	14:00台	14:00 ・災害対策関係省庁連絡 会議(第2回)開催							14:00 ・花山地区にてヘリで搬送さ れてきた約60名の被災者の トリアージ及びメディカルチ ェックを実施		
	16:00台								16:00 ・DMAT は岩手県、宮城県に おいて医療ニーズを確認 し、各県での医療対応が可 能であることから、医療活動 は県に引継、他県 DMAT は 撤収を開始		
	19:00台		(19:00) ・緊急消防援助隊(福島県、 宮城県、東京都、新潟県、 秋田県、埼玉県、千葉県、 山形県、群馬県、山梨県、 富山県、石川県、北海道、 青森県、茨城県、栃木県、 神奈川県)が宮城県、岩手 県に派遣		(19:00) ・道路啓開、給水支援、入浴 支援を実施						

平成20年 岩手・宮城内陸地震時における関係機関等の活動状況(その4)

日 時	県の対応	政府の対応	各省庁の対応						備考			
			消防庁 緊急消防援助隊	防衛省・自衛隊 (情報収集活動等)	災害派遣	警察庁 広域緊急援助隊	海上保安庁 特殊救難隊等	国土交通省 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)		厚生労働省 DMAT(災害派遣医療チーム)		
6月16日							6月16日～ ・岩手県警察では、女性警察官5人で臨時に編成した「イートープ隊」を奥州市等の避難所に派遣し、相談活動を実施		【国土地理院】 ・被災地の空中写真を内閣府、国土交通省、政府現地連絡対策室等の関係機関に提供	医薬品、医療機器関係団体に対して、被災地への医薬品・医療機器の安定供給、及び適正な流通の確保を要請する事務連絡		
	—	6月15～20日:岩手県庁 6月21～28日:一関市 ・内閣府(防災担当)から情報連絡要員を派遣	(対応勢力) 08:30 ・554人、陸上部隊134部隊、ヘリ8機(被災地外からの出動) (活動勢力) 12:30 ・475人、陸上部隊109部隊、ヘリ8機(被災地外からの出動) (活動勢力) 14:30 ・475人、陸上部隊109部隊、ヘリ8機(被災地外からの出動) ・この他、宮城県内消防隊750人、132部隊 (活動勢力) 18:30 ・325人、陸上部隊72部隊、ヘリ7機(被災地外からの出動) ・この他、宮城県内消防隊750人、132部隊 ・岩手県内消防隊951人、239部隊		(対応勢力) 06:00 ・約1800人、車両約450両、航空機54機 (活動勢力) 12:30 ・1809人、車両約425両、航空機54機		(対応勢力) 10:00 ・4139人(※災害警備本部員を含む)、ヘリ10機 (活動勢力) 12:30 ・4139人(※災害警備本部員を含む)、ヘリ11機	(対応/活動勢力) 09:00 ・巡視船2隻、航空機7機	06:30 ・TEC-FORCE 85班、228名			
	9:00台	09:00 ・緊急参集チーム会議開催										
	10:00台								10:00 ・道路・橋梁及び被災建物の現地調査開始(TEC-FORCE被災状況調査班) (10:30) ・照明車19台、衛星通信車4台、遠隔操縦式バックホウ4台等を派遣			
	11:00～12:00台	11:20 ・関係関係会合開催 ・総理指示(被災者支援対策に尽力等)									12:40 ・厚生労働省災害対策本部会合を開催	
	20:00台	20:00 ・災害対策関係省庁連絡会議(第3回)開催										
	実績 (13:00) (15:05) (19:00)		10:15 ・捜索・救助活動3箇所、その他、現地調査を実施 ・救助者数 計167人 14:30 ・3箇所捜索・救助活動実施中、この他、現地調査を実施(実績) ・救助者数 計173人		15:00 ・6箇所捜索実施、この他、道路啓開2箇所、生活支援活動3箇所 ・救済者数 計354人 ・給水量約10トン ・入浴者数 計78人 18:00 ・4箇所捜索・救助活動実施中、この他、道路啓開2箇所、生活支援活動3箇所(実績) ・救助者数 計392人 ・給水量約10トン ・入浴者数 計124人 ・道路啓開 1箇所		12:30 ・6箇所捜索実施、この他、崩落箇所等の調査を実施 ・救助者数 計37人	12:50 ・救助者数 計153人 ・救援物資輸送約100kg ・人員輸送支援35名				

平成20年 岩手・宮城内陸地震時における関係機関等の活動状況(その5)

日 時	県の対応	政府の対応	消防庁 緊急消防援助隊	各省庁の対応				備考		
				防衛省・自衛隊 (情報収集活動等)	災害派遣	警察庁 広域緊急援助隊	海上保安庁 特殊救難隊等		国土交通省 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	厚生労働省 DMAT(災害派遣医療チーム)
6月17日	—		(活動勢力) 08:00 ・356人、陸上部隊79部隊、ヘリ7機、被災地外からの出動 ・この他、宮城県内消防隊1020人、211部隊 ・岩手県内消防隊975人、250部隊 (活動勢力) 14:30 ・355人、陸上部隊78部隊、ヘリ7機、被災地外からの出動 ・この他、宮城県内消防隊1020人、211部隊 ・岩手県内消防隊975人、250部隊		(活動勢力) 08:00 ・1900人、車両約450両、航空機50機	(活動勢力) 08:00 ・4139人(※災害警備本部員を含む)、ヘリ11機 (活動勢力) 14:30 ・約3800人(※災害警備本部員を含む)、ヘリ4機	(活動勢力) 08:00 ・巡視船2隻、航空機7機	08:00 ・TEC-FORCE 93班、258名		
	10:00台	10:45 岩手県、消防庁長官に対し、岩手県内に出勤中の全ての緊急消防援助隊の応援要請解除の報告	10:45 岩手県から消防庁長官に対し、岩手県内に出勤中の全ての緊急消防援助隊の応援要請解除の報告							
	19:00台		19:00 ・災害対策関係省庁連絡会議(第4回)開催							
6月18日	—	・宮城県から(社)宮城県トラック協会に対し、緊急物資輸送の要請	(活動勢力) 08:45 ・311人、陸上部隊77部隊、航空部隊2隊、被災地外からの出動 ・この他、宮城県内消防隊2259人、257部隊 ・岩手県内消防隊3315人、250部隊 (活動勢力) 14:30 ・268人、陸上部隊69隊(陸上部隊67隊、航空部隊2隊) ・この他、宮城県内消防隊2259人、257部隊 ・岩手県内消防隊3315人、250部隊		(活動勢力) 08:00 ・約2060人、車両約500両、航空機72機	(活動勢力) 09:00 ・約3980人(※災害警備本部員を含む)、ヘリ3機 (活動勢力) 14:30 ・約3940人(※災害警備本部員を含む)、ヘリ10機	(活動勢力) 09:00 ・航空機5機	09:00 ・TEC-FORCE 83班、232名 【国土地理院】 ・震源断層モデルを推定し、公表 【気象庁】18日、19日 ・降雨開始に伴い災害応急活動を中止することが妥当である旨、関係県市に対し助言 ・仮設トイレ4基、水200リットルを栗原市花山総合支所へトラック1台で輸送		
	8:00台		08:00~ ・総理大臣が被災地を視察							
	9:00台							09:00 ・照明車19台、衛星通信車3台、遠隔操縦式バックホウ4台等を派遣		
	17:00台		17:00 ・災害対策関係省庁連絡会議(第5回)開催							
	実績		08:45 ・4箇所ですれ捜索・救助活動等実施中(実績) 救助者数 計173人 14:30 ・3箇所ですれ捜索・救助活動等実施中(実績) 救助者数 計173人		14:00 ・6箇所ですれ捜索・救助活動等実施中、この他、道路啓開2箇所、生活支援活動13箇所、医療支援1箇所を実施中(実績) 救助者数 計392人 給水量約55トン 給食約400食 入浴者数478人 道路啓開1箇所	09:00 ・5箇所ですれ捜索・救助活動等実施中、この他、防犯対策、被災者支援対策等実施中(実績) 救助者数 計37人 14:30 ・5箇所ですれ捜索・救助活動等実施中、この他、防犯対策、被災者支援対策等実施中(実績) 救助者数 計38人	09:00 (実績) 救助者数 計153人 救援物資輸送 約100kg 人員輸送支援 35名			

平成20年 岩手・宮城内陸地震時における関係機関等の活動状況(その6)

日 時	県の対応	政府の対応	消防庁 緊急消防援助隊	各省庁の対応				備考	
				防衛省・自衛隊 (情報収集活動等)	災害派遣	警察庁 広域緊急援助隊	海上保安庁 特殊救難隊等		国土交通省 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)
6月19日			・岩手県、宮城県に対し、雨に備え関係市町村に対し適切な対応を行うよう要請					・簡易トイレ50箱(1箱100袋入り)を宮城県栗原合同庁舎へトラック1台で輸送	
	—		(活動勢力) 09:10 ・91人、緊急消防援助隊11隊(陸上部隊11部隊、航空部隊0隊) ・この他、宮城県内消防隊2251人、303部隊(14～18日累計) ・岩手県内消防隊3315人、250部隊(14～16日累計)		(活動勢力) 07:00 18日 ・約1610人、車両約450両、航空機51機	(活動勢力) 06:30 ・3895人(※災害警備本部員を含む)、ヘリ7機	(活動勢力) 09:00 ・航空機5機	08:00 ・TEC-FORCE 93班、258名	
	9:00台	09:00 ・宮城県から消防庁長官に対し、宮城県内に出動中の他県から応援の全ての緊急消防援助隊の応援要請解除の報告	09:00 ・宮城県から消防庁長官に対し、宮城県内に出動中の他県から応援の全ての緊急消防援助隊の応援要請解除の報告						
	18:00台	18:00 ・災害対策関係省庁連絡会議(第6回)開催							
	実績		06:30 ・県内応援隊をもって3箇所 で捜索・救助活動開始 (実績) 救助者数 計173人 14:30 (実績) 救助者数 計174人	07:00 ・6箇所 で捜索・救助活動実施中、 その他、道路啓開3箇所、 生活支援活動11箇所、 医療支援1箇所を実施中。 ・19日、土砂ダム対策に伴うヘリによる航空偵察実施予定 (実績) 救助者数 計392人 給水量 約91トン 給食 約1030食 入浴者数 890人 道路啓開1箇所 14:00 ・土砂ダム対策に伴う発電機4台を 瑞泉閣ヘリポートから市野々原にヘリで輸送 (実績) 救助者数 計299人 給水量以下は同上	09:00 ・4箇所(駒ノ湯温泉、花山本沢、湯浜、行者の滝付近)で 捜索・救助活動実施中。 白糸の滝は落石の危険性が高いことから 本日未実施 ・この他、防犯対策、被災者支援対策を実施中。 (実績) ・救助者数 計38人				
6月20日	—				(活動勢力) 15:00 19日 ・約1630人、車両約470両、航空機50機	(活動勢力) 14:30 ・4190人(※災害警備本部員を含む)、ヘリ13機		・TEC-FORCE 52班、37名	
	6:00台					06:10 ・北海道、警視庁及び愛知県警察広域緊急救助隊55人が宮城県警察59人とともに駒ノ湯温泉における行方不明者2人の捜索活動を実施			
	18:00台	18:00 ・災害対策関係省庁連絡会議(第7回)開催				14:30 ・宮城県警察110人が花山本沢、湯浜、行者の滝を中心として行方不明者情報に基づき捜索活動を実施			

平成20年 岩手・宮城内陸地震時における関係機関等の活動状況(その7)

日 時	県の対応	政府の対応	各省庁の対応					備考		
			消防庁 緊急消防援助隊	防衛省・自衛隊 (情報収集活動等)	災害派遣	警察庁 広域緊急援助隊	海上保安庁 特殊救難隊等		国土交通省 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	厚生労働省 DMAT(災害派遣医療チーム)
6月21日	—		(活動勢力) 17:50 ・宮城県内消防隊3211人(14~21日累計) ・岩手県内消防隊3652人(14~21日累計) ・駒ノ湯温泉等における救助活動、検索等73人		(活動勢力) 18:50 ・6箇所ですれ捜索・救助活動実施中、その他、道路啓開3箇所、生活支援活動11箇所、医療支援1箇所を実施中。 21日 約1360人、車両約540両、航空機30機	(活動勢力) 17:00 ・3900人(※災害警備本部員を含む)、ヘリ7機 ・駒ノ湯温泉、白糸の滝、湯浜、行者の滝を中心に捜索活動等を実施160人		・TEC-FORCE 44班、197名		
6月22日	—		(活動勢力) 17:50 ・宮城県内消防隊3243人(14~22日累計) ・岩手県内消防隊3761人(14~22日累計) ・駒ノ湯温泉等における救助活動、検索等32人		(活動勢力) 18:50 ・6箇所ですれ捜索・救助活動実施中、その他、道路啓開3箇所、生活支援活動11箇所、医療支援1箇所を実施中。 ・宮城県知事からの要請により、行方不明者捜索は22日をもって終了。その他の活動は継続 22日 約2100人、車両約630両、航空機30機	(活動勢力) 17:00 ・3845人(※災害警備本部員を含む)、ヘリ6機 ・駒ノ湯温泉、白糸の滝、湯浜、行者の滝を中心に捜索活動等を実施114人				
6月23日	—	・(一関市から(社)岩手県トラック協会一関支部に対し、緊急物資輸送の要請)	(活動勢力) 17:50 ・宮城県内消防隊3342人(14~23日累計) ・岩手県内消防隊3853人(14~23日累計) ・駒ノ湯温泉等における救助活動、検索等10人		(活動勢力) 17:30 ・6箇所ですれ捜索・救助活動実施中、その他、道路啓開3箇所、生活支援活動11箇所、医療支援1箇所を実施中。 22日? 約1650人、車両約480両、航空機33機	(活動勢力) 17:00 ・3881人(※災害警備本部員を含む)、ヘリ7機 ・駒ノ湯温泉、白糸の滝、湯浜、行者の滝を中心に捜索活動等を実施174人				
	18:00 台	18:00 ・災害対策関係省庁連絡会議(第8回)開催								
6月24日	—	・内閣府担当官を派遣し、住家の被害認定業務について、地方公共団体の担当者に対し説明会を実施	(活動勢力) 17:50 ・宮城県内消防隊3441人(14~24日累計) ・岩手県内消防隊3955人(14~24日累計) ・駒ノ湯温泉等における救助活動、検索等47人		(活動勢力) 18:00 ・道路啓開1箇所、生活支援活動11箇所、医療支援1箇所を実施中。 23日 約1400人、車両約500両、航空機24機	(活動勢力) 17:00 ・3845人(※災害警備本部員を含む)、ヘリ6機 ・駒ノ湯温泉、白糸の滝、湯浜、行者の滝を中心に捜索活動等を実施189人		・TEC-FORCE(14~23日累計) 643班、1175名		

出典:【赤字】首相官邸 緊急情報(「岩手県内陸南部を震源とする地震について」平成20年6月14日(09:15現在)~平成20年6月14日(10:30現在)、「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震について」平成20年6月14日(11:00現在)~平成20年6月24日(19:00現在))官邸対策室

【黒字】「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震について」平成21年7月2日14:00現在 内閣府
 【青字】「岩手・宮城内陸地震最報告会 国土交通省の危機管理対応」平成20年9月11日 東北地方整備局 企画部 防災課長 松井幸一
 【緑字】「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震に被害状況及び対応について(第13報)厚生労働省
 【桃字】「平成20年岩手・宮城内陸地震について(第22報)」平成20年9月16日 東北運輸局

※第9回災害対策関係省庁連絡会議は、6月26日18:00に開催されている。

※自衛隊派遣について

6月27日 岩手県知事からの撤収要請があり、岩手県における活動を修了

8月2日 宮城県知事からの撤収要請があり、宮城県における活動を修了

※国土交通省は、「岩手・宮城内陸地震に係る土砂災害対策技術検討委員会」を6月28日開催

※国土地理院は、6月25日、陸域観測技術衛星「ちりちり」が観測した合成開口レーダーデータを用いて、岩手・宮城内陸地震に伴う地殻変動を面的に把握

平成19年 新潟県中越沖地震時における関係機関等の活動状況(その1)

日 時	県の対応	政府の対応	各省庁の対応							備考	
			消防庁 緊急消防援助隊	防衛省・自衛隊 (情報収集活動等)	災害派遣	警察庁 広域緊急援助隊	海上保安庁 特殊救難隊等	国土交通省	厚生労働省 DMAT (災害派遣医療チーム)		
7月16日 10:13 10:00台	地震発生 10:13 ・災害対策本部を設置 10:32 ・陸上自衛隊に災害派遣要請 10:40 ・緊急消防援助隊の応援要請 10:55 ・第九管区海上保安本部に災害支援活動の協力要請	10:15 ・緊急参集チーム招集 ・官邸対策室設置	10:13 ・消防庁が災害対策本部を設置 10:40 ・各都府県に緊急消防援助隊の出動要請を開始	10:35 ・陸自OH-6(相馬原)×1機が離陸、情報収集活動を実施	10:50 ・陸上自衛隊第12旅団が出發	(時間是不明) ・地震発生当日の夕方から、県内部隊と連携して、救出・救助活動及び捜索活動を実施(広域緊急援助隊警備部隊) 地震発生当日の7月16日から19日までの間、延べ総数4県327人、車両99台の応援派遣を受けて、管区機動隊、第二機動隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊と連携して、緊急輸送路確保のため、高速道路や主要国道等の渋滞緩和及び交差点中心の交通整理(広域緊急援助隊交通部隊)	(時間是不明) ・他管区からの巡視船等の派遣を受け、支援体制を確立 ・県職員10名を巡視船で被災地である柏崎港に輸送 ・ヘリコプターによる救急患者の輸送を実施	(時間是不明) ・応急危険度判定の予備調査及び近隣都道府県への支援要請を実施 ・柏崎市・刈羽村の被災建築物調査を実施 ・国土交通省・(独)港湾空港技術研究所(以下、港空研)による緊急調査団を派遣し、柏崎港を中心とした調査を展開	10:33 ・EMISにより全国のDMATに待機要請		
11:00台			11:54 ・緊急消防援助隊出動	11:06 ・空自U-125(新潟)×1機が離陸、情報収集活動を実施 11:15 ・海自P-3C新潟上空を飛行		11:30 ・警察広域緊急援助隊出動			～ 11:50 ・新潟市民病院・村上総合病院、山形県立中央病院、富山大学、相沢病院のDMATが現地へ出動 11:55 ・日本医科大学千葉北総病院 DMAT にドクヘリでの派遣要請		
12:00台			12:45 ・緊急消防援助隊航空部隊(仙台市消防局)が新潟空港に到着、活動を開始				13:10 ・海上保安庁特殊救難隊1隊新潟着				
13:00台	13:15 ・新潟県が待機中の下越病院に対してDMATの派遣を要請 13:20 ・海上自衛隊舞鶴地方総監へ災害派遣を要請 13:30 ・厚生労働省を通じ、近隣5県(山形県、福島県、群馬県、長野県、富山県)に対してDMATの派遣を要請 ・第2回災害対策本部会議	13:19 ・政府調査団を被災地に派遣(14:25現地到着)			13:50 ・刈羽郡総合病院から長岡赤十字病院へ自衛隊ヘリ(CH-47)で2名搬送 13:55 ・陸自CH-47×1機が負傷者2人、医師1人を柏崎市佐藤池運動広場から長岡中央病院に空輸				13:12 ・日本医科大学千葉北総病院(千葉県)DMATがドクヘリで長岡赤十字病院に到着 13:35 ・最初のDMAT(新潟市民病院)が刈羽郡総合病院へ到着。病院支援、トリアージを開始		
14:00台		14:27 ・総理大臣が危機管理センターに入室							14:02 ・厚生連村上総合病院が刈羽郡総合病院へ到着 14:19 ・刈羽郡総合病院に患者が殺到していることを受け、新潟県からの要請により、EMISを通じ、隣接県のDMATは刈羽郡総合病院に参集するよう要請 14:30 ・連絡調整役としてDMATをヘリポートへ派遣		

出典：【赤字】「新潟県中越沖地震」平成21年3月 新潟県

【黒字】「平成19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録」平成20年5月 日本赤十字社

【青字】「能登半島地震・新潟県中越沖地震 北陸地方整備局の取り組みと地域支援」平成20年4月 北陸地方整備局

【緑字】「日本集団災害医学会 平成19年新潟県中越沖地震調査特別委員会 報告書 新潟県中越沖地震で行われた医療活動について」2008年6月 日本集団災害医学会 平成19年新潟県中越沖地震調査特別委員会

平成19年 新潟県中越沖地震時における関係機関等の活動状況(その2)

日 時	県の対応	政府の対応	各省庁の対応					備考		
			消防庁 緊急消防援助隊	防衛省・自衛隊 (情報収集活動等)	災害派遣	警察庁 広域緊急援助隊	海上保安庁 特殊救難隊等		国土交通省 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	厚生労働省 DMAT(災害派遣医療チーム)
7月16日	15:00台	15:00 ・第3回災害対策本部会議 ・県知事が現地視察、県連絡員が市村に到着			15:25 ・空自新潟救難隊V-107×1機が負傷者2人、医師1人、看護士1人を柏崎市佐藤池運動広場から新潟県庁に空輸 15:40 ・陸自第2普通科連隊(高田)の人員約210人、車両60両が柏崎市において救出・救助活動、道路の応急復旧を実施 15:45 ・陸自第5施設群(高田)の人員約20人、車両約10両が上越市において給水・給食支援活動を実施				15:00～ ・刈羽郡総合病院へ各地からDMATが集まり始める。 15:45 ・骨折患者を刈羽郡総合病院から千葉北総病院のドクヘリで新潟県庁臨時ヘリポートへ搬送(患者は救急車により新潟大学へ搬送)	
	16:00～ 17:00台				17:18 ・陸自第30普通科連隊(新発田)が刈羽村において給水支援活動を開始(水トレーラ3両)。 ・第30普通科連隊(人員約200人、車両40両)が刈羽村において救出・救助活動、道路の応急復旧、給水・給食支援活動を実施		16:55 ・海保ヘリ県庁から新潟大学病院へ搬送		17時台 ・救急車不足しDMAT車両でヘリポートへ移動し、横浜ヘリ17:45離陸。県庁から新潟大学病院へ搬送	
	18:00台	18:00 ・第4回災害対策本部会議								
	19:00台									
	20:00～2 4:00台	21:00 ・第5回災害対策本部会議	20:30 ・政府現地連絡対策室を設置(内閣府:柏崎市役所内) 21:00 ・関係閣僚会合 23:00 ・関係省庁連絡会議		23:31 ・海自第24護衛隊(舞鶴)の護衛艦「みねゆき」が物資を陸揚げ			20:30 ・「災害対策現地支援センター」を柏崎市に開設。災害対策車両の管理運営や被災状況の緊急調査、復旧のための技術支援等を実施	19:14 ・千葉北総病院ドクヘリのミッションの終了決定 20:00 ・統括 DMAT が病院支援計画立案し各隊に連絡	

出典:【赤字】「新潟県中越沖地震」平成21年3月 新潟県

【黒字】「平成19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録」平成20年5月 日本赤十字社

【青字】「能登半島地震・新潟県中越沖地震 北陸地方整備局の取り組みと地域支援」平成20年4月 北陸地方整備局

【緑字】「日本集団災害医学会 平成19年新潟県中越沖地震調査特別委員会 報告書 新潟県中越沖地震で行われた医療活動について」2008年6月 日本集団災害医学会 平成19年新潟県中越沖地震調査特別委員会

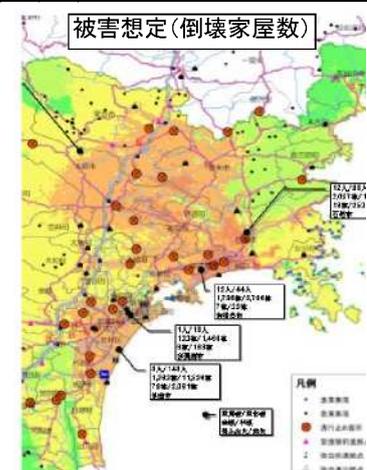
資料—4 大規模地震時における広域連携メニューカルテ

広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動 / 緊急輸送活動 / 避難収容活動															
連携分類	人 / モノ / 情報						ハード / ソフト									
広域連携のテーマ	A-① 被災状況等の迅速な把握と情報共有															
関係機関	東北管区警察	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面隊司令部 (消防庁)	自治体	民間他
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	<p><岩手・宮城内陸地震の事例> ▲被災状況や到達可能ルートの情報共有の迅速化【仙台管区気象台からの意見】 △災害が広域に及ぶ宮城県沖地震等では被災情報の共有化の必要性が認識された。</p>															
連携内容 (提案事項)	<p>・『電子国土(国土地理院)』を活用した災害対応関連情報の共有</p>															
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<p>・災害情報共有サイトの創設(情報共有部会にて検討済み、H20年度実施済み)</p>															
具体化に向けての検討課題	<p>・システム構築にむけての検討(PTIにおいて今後検討予定)</p>															

広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動 / 緊急輸送活動 / 避難収容活動																
連携分類	人 / モノ / 情報						ハード / ソフト										
広域連携のテーマ	A-①-1 グリッドマップの活用																
関係機関	東北管区警察	東北総合通信	東北厚生	東北農政	東北森林管理	東北経済産業	東北地方整備	東北運輸	東京航空	東北地方測量	仙台管区気象	第二管区海上保安	東北防衛	陸上自衛隊東北方面総監部	(消防)	自治体	民間他
	●	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	●	●	●	●	●	0
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	<p><岩手・宮城内陸地震の事例> ▲応急対策活動において位置情報で苦慮 【関係機関アンケートにおいて指摘有】</p>																
連携内容 (提案事項)	<p>・陸上・航空を問わず全機関が共通で使用できるグリッドマップを活用することにより、より詳細な情報共有が図られる。【東北管区警察、第二管区海上保安部 取組推進PTIにおける提案事項】</p>																
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<p>・岩手・宮城内陸地震での教訓を受け、各自治体においてグリッドマップを作成中(平成21年度～)</p>																
具体化に向けての検討課題	<p>・各自治体においてグリッドマップの作成を進める。</p>																

広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動 / 緊急輸送活動 / 避難収容活動																														
連携分類	人 / モノ / 情報					ハード / ソフト																									
広域連携のテーマ	A-①-2 ヘリコプター運行調整会議の開催																														
関係機関	東北管区警察	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面総監部	(消防庁)	自治体	民間他														
	●	0	0	0	0	0	●	0	●	0	0	●	0	●	●	●	●														
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	<p><阪神淡路大震災の事例></p> <p>▲震災直後から、民間機、自衛隊機など相当数のヘリコプターが被災地上空に集中した。 ▲震災直後の民間機の飛行目的は、その多くが報道取材、視察飛行だったとされている。自衛隊機は航空偵察、人員輸送、患者搬送、物資輸送などに用いられた。 ▲自衛隊は、当初、他官庁・民間機のパイロットに対し、官民共用の周波数122.6MHzの利用を呼びかけた。地震発生直後から被災地上空に多数の航空機が集中し、特に、西宮～神戸市は極度に錯綜し、空中衝突の危険性が極めて高くなったため、関係機関による措置が講ぜられるまでの間の対策として、当初、他の官庁及び民間航空の操縦士に官民共用周波数「122.6MHz」の使用を呼びかけた。 ▲1月18日から、自衛隊は王子陸上競技場に飛行統制所を設置、以後「航空情報の自主的提供」という名目で事実上の航空管制を行った。運輸省との調整をはかり、NOTAMが発行されたこと、しかしながら王子競技場空域の管制圏が設定されなかったため、「情報提供」という名目で事実上の航空管制が実施された ▲自衛隊による情報提供は法的権限がないため、協力しない航空機もあり、ニアミスなどの危険な状況も発生した。 ▲物資の緊急輸送のため臨時ヘリポートの設置が必要となったが、ヘリポート用地が避難場所となっていたため利用不能だったり、航空法の規定との調整が必要とされたりした。</p>																														
連携内容(提案事項)	・大規模災害時における航空機の安全かつ効率的な運航に向けた調整(アンケートにおいて指摘有)【青森県、岩手県、宮城県】																														
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<p><岩手・宮城内陸地震の事例></p> <p>・平成19年4月1日に「ヘリコプター災害対策活動計画」を策定 ・発災当時、「ヘリコプター運用調整班」を栗原市消防本部内に設置 ・ヘリコプター保有の防災関係機関(陸自、空自、海保、県警、仙台消防、宮城県)の担当者が集結 ・班長(宮城県防災ヘリコプター管理事務所長、または所長が指名した県職員)が中心となって、宮城県及び栗原市の災害対策本部や栗原市消防本部からの様々な要請に対し、「どの任務を、どの機関のヘリコプターが、いつ実施するのか。」ということ、各機関のヘリコプターの特性を活かして、協議・調整・決定するという活動を実施した</p>										<p>別表1 ヘリコプターの機別飛行回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>延べ飛行回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊ヘリ(陸・空)</td> <td>766</td> </tr> <tr> <td>海保ヘリ</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>国土交通省東北地方整備局ヘリ</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>消防防災ヘリ</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>警察ヘリ</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,344</td> </tr> </tbody> </table>							区 分	延べ飛行回数	自衛隊ヘリ(陸・空)	766	海保ヘリ	26	国土交通省東北地方整備局ヘリ	61	消防防災ヘリ	307	警察ヘリ	184	合 計	1,344
区 分	延べ飛行回数																														
自衛隊ヘリ(陸・空)	766																														
海保ヘリ	26																														
国土交通省東北地方整備局ヘリ	61																														
消防防災ヘリ	307																														
警察ヘリ	184																														
合 計	1,344																														
	 <p>初日の6月14日、埼玉県防災航空隊が到着し、事務長、OB隊員などから状況の説明を受けている様子。</p>										<p>別表2 ヘリコプター活動期間中の搬送人員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内訳区分</th> <th>人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救出・救助者関係</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>活動部隊員</td> <td>5,498</td> </tr> <tr> <td>調査・災害対策活動 支援要員</td> <td>529</td> </tr> <tr> <td>孤立地区への一時帰宅者 など</td> <td>1,136</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>8,043</td> </tr> </tbody> </table>							内訳区分	人 数	救出・救助者関係	340	活動部隊員	5,498	調査・災害対策活動 支援要員	529	孤立地区への一時帰宅者 など	1,136	その他	540	合 計	8,043
内訳区分	人 数																														
救出・救助者関係	340																														
活動部隊員	5,498																														
調査・災害対策活動 支援要員	529																														
孤立地区への一時帰宅者 など	1,136																														
その他	540																														
合 計	8,043																														
具体化に向けての検討課題	大災害時において災害対策活動等に従事するヘリコプターの運航要領等を定めた「ヘリコプター安全運航確保計画」の策定を急いでいる。 また、情報の共有や相互連絡体制に課題があり、有効な活動に繋がらなかった災害派遣医療チーム(DMAT)の活動組織やドクターヘリとの連携強化を図るため、ヘリコプター運用調整会議の参画組織として県医療整備課を新たに加えるなど、関係機関との連携強化を図るため、着々と『準備』を進めている。																														

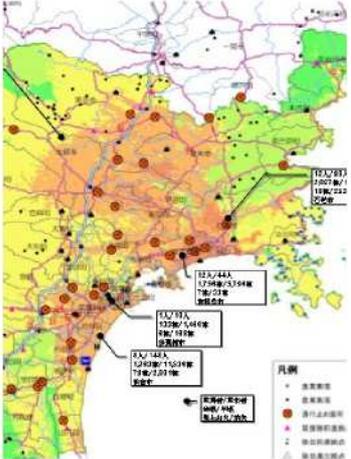
広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動 / 緊急輸送活動 / 避難収容活動																
連携分類	人 / モノ / 情報						ハード / ソフト										
広域連携のテーマ	A-② 救出・救急、医療活動関係機関の役割分担の意思決定																
関係機関	東北管区警察	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面総監部	(消防庁)	自治体	民間他
	●	0	0	0	0	0	●	0	●	0	0	●	0	●	●	●	●
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	<p><阪神淡路大震災の事例> ▲数万人もの生き埋め者が発生した。被災の激しかった地域では、電話も利用できず、消防署や警察署への「駆け込み」による救助の要請が殺到した。救助に向かった消防署員や警察官は、救出現場に赴く途中で助けを求められ、あるいは作業中にも次々と住民から救助の要請を受けた。 ▲救出用資機材は不足し、思い付く資機材全てが利用された。特に、RC建物下の生き埋め者救出には重機が必要とされた。 ▲自衛隊、警察・消防応援部隊により救出活動が行われたが、互いの連携に不十分な点もあった。市民、消防団による救出も多かった。</p> <p>△阪神淡路大震災の教訓より、関係機関による応急対策活動における役割分担の重要性が指摘されている。</p> <p>◎特に、津波が想定される沿岸部や、人口が集中し要救出者が多く分布する都市部</p>																
連携内容 (提案事項)	被災県である宮城県、岩手県と双方が被災している場合に、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の各々の役割分担の決定 (主体、時期、場所)																
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領(内閣府)において、地震ごとに現地対策本部を設置することが明記されている。 ・宮城県沖地震⇒宮城県 ・三陸沖北部地震、明治三陸タイプ地震⇒岩手県																
具体化に向けての検討課題	・大規模地震時における現地対策本部設置の考え方の整理(内閣府、宮城県、岩手県)																

広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動 / 緊急輸送活動 / 避難収容活動																
連携分類	人 / モノ / 情報										ハード / ソフト						
広域連携のテーマ	A-③ 救出・救急、医療活動関係機関の役割分担の意思決定																
関係機関	東北管区警察局	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面総監部	(消防庁)	自治体	民間他
	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	●	●	●	0
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	<p><阪神淡路大震災の事例> ▲倒壊家屋からの救出のための資機材の不足により、救出に時間を要した。</p> <p>△住宅被害が集中する仙台市、東松島市、石巻市等(3市で全壊5116棟、半壊19,302棟)では、救出・救助のための資機材が不足する可能性がある。</p> 																
連携内容 (提案事項)	<p>○救出・救助のための機材が応援部隊所有のもので不足した場合の調達のための費用負担についての協定の締結</p> <p>○広域防災拠点における救出に必要な資機材保管場所の確保、民間企業との協定</p>																
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<p><阪神淡路大震災の事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防などに備え付けられていた救出用資機材には限りがあり、不足した。 ・自動車整備工場などの民間の資機材、付近住民から借りた資機材も利用された。 ・特にRC造では重機などが必要とされたため、建設業協会等を通じた調達が行われた。また関係業者のボランティアによる重機提供もあった。 ・自衛隊は、救出用の資機材を持ち合わせていなかったため県に調達を依頼したが、経費負担区分の協定を締結する必要があった。 																
具体化に向けての検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・救出・救助のための機材の備蓄に関わる情報の共有 ・不足した場合の調達における費用負担等に関わる協定内容等の検討 																

広域連携が必要な場面	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 救助・救急、医療活動 緊急輸送活動 避難収容活動 </div>																
連携分類	人 / モノ / 情報						ハード / ソフト										
広域連携のテーマ	A-④ <DMAT車両の取扱>																
関係機関	東北管区警察局	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面隊司令部	(消防庁)	自治体	民間他
	●	0	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	●	0
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	<p><新潟県中越沖地震の事例> ▲DMAT車両が緊急車両でないことから緊急搬送に支障を来たした。</p> <p>△仙台周辺地域をはじめとする被災地域周辺においては、渋滞の発生が懸念され、通行規制を行う必要があるが、緊急車両となっていないDMAT車両を通行させる必要がある。</p>																
連携内容 (提案事項)	<p>○パトランプのないDMAT車両を被災地内災害拠点病院まで通行させるための措置</p> <p>○DMAT要員の搬送手段の確保</p>																
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<p><警察庁の事例> 平成20年6月1日に施行された道路交通法により、医療機関が市町村等により傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を現場に運搬するために使用する自動車も緊急自動車として、定められた。</p>																
具体化に向けての検討課題	<p>○救急車等の緊急自動車を活用した移動体制の検討</p> <p>○DMATの活動に関する関係機関への啓発</p>																

広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動													緊急輸送活動			避難収容活動		
連携分類	人 / モノ / 情報												ハード			ソフト			
広域連携のテーマ	A-⑤ 浸水域の救出、救助活動																		
関係機関	東北管区警察局	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面隊司令部	(消防庁)	自治体	民間他		
	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	●	●	●	●		
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	△津波被害を受ける岩手県沿岸部においては、緊急輸送道路は浸水し、多量の漂流物が路上に堆積している中、多くの負傷者をどのように救出・救助するかが課題																		
連携内容 (提案事項)	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸域におけるヘリコプターを活用した迅速な救助活動の実施（ヘリポートの確保・活用、関係機関の連携） 必要な資機材の調達 																		
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<p><大阪府の事例></p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府と(社)全国ロードサービス協会が地震・津波及び洪水等の災害が発生した場合に、大阪府が管理する道路の啓開を円滑に実施するために道路上にある車両等の撤去及び移動に関する協定を締結している <p>(参考)</p> <p>http://www.rs-a.com/opendir/Rsa/pdf/Report10.pdf</p>																		
具体化に向けての検討課題	<ul style="list-style-type: none"> 漂流物の想定と撤去に必要な資機材の整理 上記資機材を保有している機関の整理と体制の整備 道路を利用した現場への進出が困難であることを前提とした救出方法の検討 																		

広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動 / 緊急輸送活動 / 避難収容活動															
連携分類	人 / モノ / 情報						ハード / ソフト									
広域連携のテーマ	B-① 交通ネットワークの被災状況等の迅速な把握と情報共有															
関係機関	東北管区警察局	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面隊司令部 (消防庁)	自治体	民間他
	●	0	0	0	0	0	●	●	0	0	0	0	0	0	●	0
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	<p>△多くの道路が通行止めの状況下で迂回路の設定も難しい中、救急・救出活動、広域搬送活動を円滑に進めるために、どのように交通規制を実施するか △釜石周辺で多数の孤立集落や、仙台周辺での倒壊家屋が発生し、広域避難地の確保が必要になる恐れがある。</p>															
連携内容 (提案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者が啓開作業を実施出来ない場合に他機関が替わって作業を実施することにより、道路ネットワークの寸断を最小限に留めることが可能となり、応急復旧活動が円滑に実施可能となる。 ・既存のシステム(リアルタイム工事情報システム等)の有効活用による情報共有【東北地方整備局 東北運輸局】 															
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<p><阪神淡路大震災の事例> ・阪神淡路大震災では発災後2日以降、道路の混雑状況が報道されるようになり、被害を受けた鉄道区間のバスによる代替など、マスコミによる情報提要在なされた。</p> <p><岩手宮城内陸地震の事例> ・岩手宮城内陸地震についても阪神淡路大震災と同様であった。</p> <p>・ただし、発災直後の状況把握には時間を要した。</p>															
具体化に向けての検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有取組・推進PTの成果であるポータルサイトの活用と公開 															

広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動 / 緊急輸送活動 / 避難収容活動																
連携分類	人 / モノ / 情報					ハード / ソフト											
広域連携のテーマ	B-② 陸: 迅速な道路啓開作業の実施																
関係機関	東北 管区 警察 局	東北 総合 通信 局	東北 厚生 局	東北 農政 局	東北 森林 管理 局	東北 経済 産業 局	東北 地方 整備 局	東北 運輸 局	東京 航空 局	東北 地方 測量 部	仙台 管区 気象 台	第二 管区 海上 保安 本部	東北 防衛 局	陸上 自衛 隊 東北 方面 隊 司令部	(消 防 庁)	自治 体	民間 他
	●	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	●	0	●	●	●	0
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	<p><阪神淡路大震災の事例> ▲道路上へ倒壊した家屋等が交通の妨げとなった。しかし、これらは私有財産であり、所有者の承諾なしに撤去することは、後で補償問題が生じる可能性があった。震災当初の法体系では、倒壊家屋の解体は所有者の責任で行うこととされていた。 ▲道路上の放置車両も復旧作業や通行の妨げとなった。しかし、旧法(災害対策基本法)76条は、規制対象道路において放置された車両等についての措置は規定されていなかった。</p>   <p>※写真出典: http://homepage.mac.com/jakiswede/4quake/40quake_fr.html</p> <p>△仙台市を中心部等においては、被害が集中し、平常時においても交通量が多い区間等では、通行不能箇所の発生による迂回交通などにより、応急対策活動関連車両の通行に支障をきたすことが想定される。</p>																
連携内容(提案事項)	関係機関が連携した迅速な道路啓開の実施																
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<p><阪神淡路大震災の事例> ・ 道路上の倒壊家屋等の障害物は本来は、所有者の責任において処理されるべきものであると考えられるが、規模が膨大であり、道路の通行機能を早期に確保するためには道路管理者が対応しなければどうしようもない事態であった。そこで、神戸市は道路法38条(非常災害時における土地の一時使用等)に基づく措置として、特に重要な幹線道路上のビル、倒壊家屋について撤去命令を出すとともに、国の見解を問い合わせた。その結果、道路等の公共施設と関連するなど一般住民の危険を回避することを目的とするものは公共関与で処理することとされ、倒壊家屋の撤去費用も公共土木施設災害復旧事業の対象として認められた。 ・ 神戸市は家屋の撤去にあたっては、所有者への周知を図るため、広報誌への掲載、勧告ビラの貼り付け等を行い、承諾書の作成、立会い貴重品等の取り出しを行った。所有者不明の場合は、倒壊物件を道路横に押し付けて必要最低限の道路幅員確保を図ったり、一時的に撤去物件の仮置きをするなどの方法で対処した。 ・ 国は家屋の解体及び運搬について、公費(市町村事業、国庫補助2分の1)による特別措置を講ずることを決定した。 ・ 阪神高速神戸線、岩屋高架橋等の倒壊した国道43号線の瓦礫撤去など、道路交通確保の観点から、道路管理者によって他機関所管の構造物等に対する応急措置がとられた(神戸線ビル倒壊区間(深江)等阪神高速倒壊区間の構造物撤去を建設省が、その他の区間の応急復旧を公団が実施) ・ 被災地路上に放置された車両により道路交通障害が発生したため、兵庫県警では「移動協力要請用標章」の貼付を行うとともに、移動した場合には「短距離移動措置通知用標章」「保管措置通知用標章」を貼付するなどの措置をとった。 ・ 自衛隊においては、道路啓開を行うとともに、倒壊した家屋等の解体、瓦礫の運搬を行った。</p>																
具体化に向けての検討課題	・沿道建物の道路上への倒壊をはじめとする、自身に伴う道路上への支障物件の撤去に関わる法律、費用負担の検討																

広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動 / 緊急輸送活動 / 避難収容活動																
連携分類	人 / モノ / 情報						ハード / ソフト										
広域連携のテーマ	B-③ 海：港湾における漂流物の航路啓開作業等																
関係機関	東北管区警察	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面総監部	(消防庁)	自治体	民間他
	0	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	●	0	●	0	0	
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	<p><阪神淡路大震災の事例></p> <p>▲岸壁の被災やコンテナ流出などの危険により航路禁止区域が設定された。このため、貨物船の多くが神戸での荷役をあきらめ、神戸港発着のフェリーに対しては代替港へ振替輸送が行われた。</p> <p>▲耐震強化岸壁が無傷だったほか、関係者の努力により応急復旧が講じられたため、翌18日から一部バースが利用可能となった。</p> <p>▲震災当日より、日本船主協会、日本海難防止協会により、水路情報やバース情報に関する情報提供が行われた。港内に流出したコンテナ、車両などの引き上げが行われるとともに、無線機・携帯電話を用いた情報提供が行われた。</p> <p>▲緊急輸送の確保のため、行政と民間が一体となった協力体制が構築され、海上輸送による緊急輸送ルートが確保された。国土庁から運輸省を経由して、日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、日本旅客船協会への協力要請がなされた。兵庫県では、港湾の被害状況に基づいて緊急物資の積出・陸揚げ岸壁を指定、一方、神戸市により緊急海上輸送ルートが設定された。</p> <p>▲自衛隊艦艇、海上保安庁艦艇、一般船舶により、緊急物資等の搬入が行われた。旅客船・貨物船による生活関連物資、復興物資などの輸送の中には、救援物資の無料輸送などもあった。</p> <p>△津波による漂流物の発生は、三陸沿岸等海からの支援が必要な場合の船舶によるアクセスを妨げることになる。</p> <p>△このため、迅速な漂流物除去対応が必要となるが、その量によっては、関係機関の連携が必要になるものと思われる。</p> <p>◎東北圏において津波被害による漂流物が想定されるエリアとしては、三陸エリアをはじめとし、宮城県石巻周辺などが挙げられる。</p>																
連携内容 (提案事項)	<p>港湾管理者が津波等によって発生した漂流物を処理しきれない場合に、関係機関が協力して啓開作業を実施することにより、応援や救援物資を受け入れるまでの時間を短縮でき、応急復旧活動が円滑に実施可能となる。</p> <p>http://www.jice.or.jp/tosho/pdf/tsunami_03.pdf</p>																
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<p><日本海中部地震の事例></p> <p>津波が沿岸域に襲った場合、地域によっては津波が船舶、木材等の多くの漂流物を巻き込むことが知られている。したがって、津波による被害は、津波自体以外にも、津波が巻き込んだ漂流物の衝突により水際構造物・河川構造物、建物等が破壊される被害が想定される。これらの被害は、日本海中部地震津波時にも右の写真のような事例が確認されている。</p>																
具体化に向けての検討課題	<p>・第3回PTにおいて今後検討進めることとなった。</p>																



緊急支援物資の海上搬入(平成7年1月 神戸港新港突堤西地区第2突堤)
(出典:よみがえる神戸港 阪神・淡路大震災からの復興の足跡
(運輸省第三港湾建設局))



写真 3.22
二波、三波と繰り返す津波に漂流する漁船。周りには破壊され沈没寸前の漁船、廃材が漂っている。(中島橋付近で)
出典「N7.7 真昼の恐怖 昭和58年7月」

PT連携項目「港湾啓開作業」について

資料-4

平成21年12月18日開催の広域連携部会・取組推進PTにおいて、意見交換議題として第二管区海上保安本部より以下の提案が出された。

◆港湾における漂流物の航路啓開作業等

提案機関：第二管区海上保安本部

◎港湾管理者が津波等によって発生した漂流物进行处理しきれない場合に、関係機関が協力して啓開作業を実施すれば、応援や緊急物資を受け入れるまでの時間を短縮でき、応急復旧活動が円滑に実施可能となる。

港湾閉塞の具体例について



運輸省第三港海建設局長復興建設部
「よみがえる神戸港 阪神・淡路大震災からの復興の足跡」より

岸壁から落下したコンテナ(神戸港・新港第4突堤)



コンテナや自動車の引き揚げ作業には大型の作業船(機械)が必要となる



東北地方の大きな特徴

自然豊かな東北地方では、港付近にも海産物の養殖施設（筏、棚）が存在する。
津波発生時には、これらの施設が破壊され航路などを塞ぐ漂流物となってしまう



連携方策の提案

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」では、第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の項目で「航路の障害物除去等」の役割分担を定めているところであるが、提案のあったように予め関係機関が各港の実情を勘案して連携方策を決めておくことが、復旧支援に有効なため、今後検討を行うこととしたい。

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」(抜粋)

(2) 輸送施設別の確保体制

航路の障害物除去等

- (7) 国土交通省は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、現地対策本部に情報を通報するとともに、可能な限りの障害物除去等を行う。
- (4) 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、管轄内府県については現地対策本部に、その他の関係道県については政府災害対策本部に情報を通報するとともに、可能な限りの障害物除去を行う。
- (9) 海上保安庁は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を、管轄内府県については現地対策本部に、その他の関係道県については政府災害対策本部に通報し、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

港湾及び漁港の応急復旧等

- (7) 国土交通省は、港湾管理者と連携をほかり、耐震強化岸壁等の使用可否を確認し、必要に応じ直轄施工に係る港湾施設の応急復旧等を行うとともに、港湾管理者に対して被害状況の報告を求め、応急復旧等を要請する。
- (4) 港湾管理者は、直轄施工に係る港湾施設以外の港湾施設の応急復旧等を行う。
- (9) 漁港管理者は、耐震強化岸壁等の漁港施設の応急復旧等を行うとともに、農林水産省に対して被害状況を報告する。
- (7) 海上保安庁は、航路標識が破損し又は流出したときには、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

海上交通の整理等

- (7) 海上保安庁は、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (4) 海上保安庁は、海難の発生その他の事情により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
- (9) 海上保安庁は、船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (7) 海上保安庁は、水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動 / 緊急輸送活動 / 避難收容活動															
連携分類	人 / モノ / 情報						ハード ソフト									
広域連携のテーマ	B-④ 空：空港施設の利活用															
関係機関	東北管区警察	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面隊司令部 (消防庁)	自治体	民間他
	●	0	0	0	0	0	●	0	●	0	●	●	0	●	●	●
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	<p><阪神淡路大震災の事例> ▲物資の緊急輸送のため臨時ヘリポートの設置が必要となったが、ヘリポート用地が避難場所となっていたため利用不能だったり、航空法の規定との調整が必要とされたりした。 ・物資の緊急輸送のため、王子競技場、「しあわせの村」、グリーンピア三木などに臨時ヘリポートが開設された。 ・被災地の公園やグラウンドには被災者が避難してきていたため、臨時ヘリポートとして利用できない場合もあった △航空法の規制により、ヘリポートとして活用できなかった場所もあった。NTTでは、資器材などの輸送のためにヘリコプターをチャーターし、関西支社に隣接した広大な駐車場を臨時ヘリポートとして利用しようとしたが、航空法の規制により断念せざるを得なかったとされる。</p> <p>△空港施設の関係機関による災害時の負傷者の搬送、緊急物資輸送拠点としての活用</p>															
連携内容 (提案事項)	・地震災害時における空港の活用にあたり、空港機能の強化ならびに活用における連携強化															
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<p>○国土交通省 東京航空局により、災害時における仙台空港活用の検討が進められている。 ・平成17年8月よに『地震に強い空港のあり方検討委員会』で議論された内容を踏まえ、東北地方の拠点空港である仙台空港が、地震災害時に緊急輸送拠点としての役割を果たすために必要となる今後の施設整備や、関係機関との連携強化に向けた対策の方向性を定めることを目的として『仙台空港防災拠点あり方検討委員会』が設置され、そこでの検討結果をもとに、『仙台空港防災拠点化計画』を策定。</p> <p>○『仙台空港防災拠点化計画(H21.3)』の中で以下の事項について検討が行われている。 ・地震時に求められる仙台空港の役割 ・地震災害時における仙台空港での活動内容 ・仙台空港と隣接空港との役割分担(案) ・仙台空港が地震災害時に確保すべき機能 ・地震災害時における関係機関の連携 －空港運用において必要な連携 －主な活動における関係機関の連携 －関係機関の連携強化に向けた今後の課題</p>															
具体化に向けての検討課題	<p><地震災害時における関係機関連携強化に向けた今後の課題> ・情報の共有化 ・地震災害時における仙台空港の役割等の共通認識 ・地震災害時の行動 ・空港機能確保</p>															

広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動 / 緊急輸送活動 / 避難収容活動																
連携分類	人 / モノ / 情報						ハード / ソフト										
広域連携のテーマ	B-⑤ 緊急物資の物流マネジメント																
関係機関	東北 管区 警察 局	東北 総合 通信 局	東北 厚生 局	東北 農政 局	東北 森林 管理 局	東北 経済 産業 局	東北 地方 整備 局	東北 運輸 局	東京 航空 局	東北 地方 測量 部	仙台 管区 気象 台	第二 管区 海上 保安 本部	東北 防衛 局	陸上 自衛隊 東北 方面 総監 部	(消 防 庁)	自治 体	民間 他
	0	0	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	●	●
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	<p><新潟県中越地震の事例> ▲救援物資の調達には困難なことではなく、むしろ昼夜を問わず大型トラックで多量に搬入される救援物資を荷役、仕分けし、避難所へトラック配送する等の物流業務は、多量の労力と車両が必要とされ、時間との戦いとなる大問題となる。 ▲ 物資の一時的及び長期的な貯蔵、仕分や車両駐車のために、屋内、屋外のスペースが必要である。(長岡市、小千谷市等では体育館、各種のセンター・会館等の施設を倉庫として使用してきたが、満杯のため民間施設を借りた。) (参考文献)松本昌二・佐野可寸志:救援物資の流動実態と課題,長岡技術科学大学 新潟県中越地震被害報告書会,pp.128-139,2006.</p>																
連携内容(提案事項)	<p>○大規模災害が発生した場合、全国各地から被災地に大量の救援物資が届けられる。被災地にとっては、物資の受け取り、仕分け、管理、被災者へ届けることに大きな労力が必要となる。</p> <p>○救援物資の管理・保管を戦略的・計画的に行うことは、特に大規模災害発生時には極めて重要な課題であり、あらかじめ各県等と各県倉庫協会・トラック協会(物流事業者等所管団体)との間で協定等を締結し、物流専門家を派遣する等の基本ルールを定めておくことが重要である。 【東北運輸局】</p>																
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の地方自治体から物資・人員等の提供をいただいたが、中でも災害協定を結んでいる自治体からの援助が、時間的な迅速さや量的な観点から一日の長があった ・ 新潟県は国土交通省北陸信越運輸局、県トラック協会の協力を得て「新潟県救援物資配送センター」を立ち上げ、大口物資の受け入れ、配送体制を拡大した。 ・ 自衛隊は毛布約7万枚を輸送、炊き出しを新潟スタジアムで行い、そこから被災市町村へトラック等で輸送した。 																
具体化に向けての検討課題	<p>第3回PTにおいて、東北運輸局より添付資料にて、物流マネジメントの推進に向けた取組に関する検討課題が提案されている。</p>																

緊急物資の物流マネジメントの推進

[東北運輸局]

- 大規模災害が発生した場合、全国各地から被災地に大量の救援物資が届けられる。被災地にとっては、物資の受け取り、仕分け、管理、被災者へ届けることに大きな労力が必要となる。
- 救援物資の管理・保管を戦略的・計画的に行うことは、特に大規模災害発生時には極めて重要な課題であり、あらかじめ各県等と各県倉庫協会・トラック協会（物流事業者等所管団体）との間で協定等を締結し、物流専門家を派遣する等の基本ルールを定めておくことが重要である。

◆現状（協定締結状況）

県等	輸送等に係る協定	物資保管・物流専門家派遣に係る協定
青森県	(社)青森県トラック協会 (平成10年4月17日締結)	—
岩手県	(社)岩手県トラック協会 (平成9年1月16日締結)	—
宮城県	(社)宮城県トラック協会 (平成9年3月18日締結)	宮城県倉庫協会 (平成19年5月28日締結)
秋田県	(社)秋田県トラック協会 (平成11年3月2日締結)	—
山形県	(社)山形県トラック協会 (平成13年2月8日締結)	—
福島県	(社)福島県トラック協会 (平成9年12月18日締結)	(社)福島県トラック協会 (平成20年3月24日締結)
新潟県	(社)新潟県トラック協会（専門家派遣含む） (平成17年7月14日締結)	新潟県倉庫協会 (平成17年7月19日締結)
仙台市	(社)宮城県トラック協会 (昭和58年5月23日締結)	—

◆今後の進め方

1. 協定締結の推進 [東北運輸局調整]

◇救援物資の保管・管理に関する問題が発生した場合、物流専門家を派遣することが解決への一番の早道。

- ①協定締結又は見直しの働きかけ
- ②協定案（モデル）の提案



- ・各県等
- ・各県倉庫協会・トラック協会

※目標 ⇒ 全ての各県等で協定締結



2. 防災情報の共有化 [東北運輸局調整]

◇防災情報の収集（各県等及び各県倉庫協会等の情報）

- ・各県等…主要な物資集積（配送）拠点、避難所等 [部会事務局で調査したデータを活用]
- ・各県倉庫協会等…物流専門家の人数、提供できる資機材、実施事業者等

◇防災情報の整理

◇防災情報の共有化（各県等、各県倉庫協会等、東北運輸局）

⇒整理した防災情報を『情報共有ポータルサイト』へ掲載

広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動 / 緊急輸送活動 避難収容活動																																			
連携分類	人 / モノ / 情報	ハード ソフト																																		
広域連携のテーマ	C-① 広域避難における連携																																			
関係機関	<table border="1"> <tr> <td>東北管区警察局</td> <td>東北総合通信局</td> <td>東北厚生局</td> <td>東北農政局</td> <td>東北森林管理局</td> <td>東北経済産業局</td> <td>東北地方整備局</td> <td>東北運輸局</td> <td>東京航空局</td> <td>東北地方測量部</td> <td>仙台管区気象台</td> <td>第二管区海上保安本部</td> <td>東北防衛局</td> <td>陸上自衛隊東北方面總監部</td> <td>(消防庁)</td> <td>自治体</td> <td>民間他</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>●</td> <td>0</td> <td>●</td> <td>0</td> </tr> </table>		東北管区警察局	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面總監部	(消防庁)	自治体	民間他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	●	0
東北管区警察局	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面總監部	(消防庁)	自治体	民間他																				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0	●	0																				
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	<p>◎東北全体の中で秋田県、宮城県での脆弱性が高い。 ◎広域避難に関わる脆弱なエリアは、沿岸部から内陸部まで幅広く分布している。 ◎奥羽山脈沿いにも小規模な脆弱エリアが点在している。 ◎岩手県盛岡市、宮城県気仙沼市、秋田県由利本荘市などの都心部で広域に脆弱なエリアが見られる。</p> <p>■ 広域避難に関して脆弱な地</p>  <p>※詳細については、第4章参照</p>																																			
連携内容(提案事項)	数千人規模の集落で孤立や家屋倒壊が発生した場合の広域避難場所の確保(特に、沿岸部や山間部など)																																			
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<p><阪神・淡路大震災の事例> ①既存施設を活用した広域避難所の確保 ②船舶の海上支援拠点としての利用 ・被災住民の避難宿泊施設(宿泊、食事、水、風呂の提供) ・救援要員の海上支援拠点(医療、消防、ライフライン復旧等) http://www.rfc.or.jp/IWT/iwtrkp/www/htdocs/knowledge_data/session8/Toshitami_Kaihara.pdf</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>①神戸しあわせの村(避難者用のテント)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>②海上自衛隊の輸送船『みうら』に設置された入浴支援施設</p> </div> </div>																																			
具体化に向けての検討課題	エリア内における学校のグラウンド等の活用に加え、広域連携として、隣接県の施設を活用することで、脆弱性を改善することが可能となる。 自治体間での協定締結に向けた検討・調整を行う必要がある。																																			

広域連携が必要な場面	救助・救急、医療活動 / 緊急輸送活動 / 避難収容活動 / その他																
連携分類	人 / モノ / 情報						ハード / ソフト										
広域連携のテーマ	その他① 震災廃棄物の処理(仮置き)																
関係機関	東北管区警察局	東北総合通信局	東北厚生局	東北農政局	東北森林管理局	東北経済産業局	東北地方整備局	東北運輸局	東京航空局	東北地方測量部	仙台管区気象台	第二管区海上保安本部	東北防衛局	陸上自衛隊東北方面隊司令部	(消防庁)	自治体	民間他
	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●	0
過去災害における問題点・事例など(▲) 広域連携の必要性(△) 想定されるエリア(◎)	△大規模地震時には多量の震災廃棄物が発生することから、広域的な処理体制を確保することが重要である。その各課程において関係機関が連携することにより処理効率が飛躍的に向上する。【宮城県】																
連携内容 (提案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者や関係機関との震災廃棄物の処理に係る協定の締結 ・震災廃棄物の処理過程における役割分担の決定(主体、時期、場所) 																
過去災害における事例や関係機関による既往の取組	<p><旧七都県市(現九都県市^{注1)}廃棄物問題検討委員会)の事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物の適正処理を促進するために必要な資機材等の民間事業者からの協力支援を実現するために、協力支援の可能な団体の抽出を行なうとともに、協定の締結等の協力・支援に向けた方策について、検討事項、内容を調査している。 ・また、震災廃棄物を処理する上で重要な施設となる仮置場、再生資材置場について、自治体が事前に検討し、候補地を選定している。 <p>注1)埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市 http://www.re-square.jp/data/1211_03_00.html</p>																
具体化に向けての検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置き場の候補地の選定(広域避難所、広域援助隊の活動拠点や広域輸送拠点等との棲み分け)、管理者との調整 ・法的課題(有無を含めた)、震災廃棄物の処理に係る法律、補助制度の整理 																

**資料—5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策東北地区連絡協議会広域連携部会
東北圏広域地方計画 取組推進PT（第4回）資料**

広域連携部会・取組推進PT【第4回】

1. はじめに

東北圏では、昨年6月に発生した岩手・宮城内陸地震をはじめ、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震など、近年大規模な地震が頻発し大きな被害を受けている。これらの地震では、中山間地域の集落において周辺道路が寸断し陸の孤島と化すなど大きな問題となった。また、内陸部以外にも津波の影響により孤立化が予想される沿岸域も多く抱えており、これに都市間距離が大ききことや、社会基盤整備の遅れが加わり、地震発生時の迅速な応急対策活動を難しくさせている。

本PTにおいては、大規模地震発生時における迅速且つ的確な応急対策活動を実現し、東北圏の安全・安心な圏域形成を図るため、既存の防災関連施設や緊急輸送ネットワーク等の現状把握を行い、「防災関連施設の効率的な活用・整備」、及び「応急対策活動における防災関係機関の連携手法」について検討を行うものである。

2. 広域防災拠点の位置づけ

阪神・淡路大震災等の過去に発生した大規模な自然災害において、被災自治体単独での対応には限界があり、また、広域支援の受入れ体制等の準備が整っていなかったことから、初動時における災害対応や状況把握の遅れなどの問題が発生した。(そのため消防、警察、自衛隊、医療、における応急復旧活動の全国的な広域支援部隊が整備されてきており広域的な支援体制が整いつつある。)

大規模災害においては、国が現地対策本部、現地支援対策室等の現地対策組織を立ち上げ、国、都道府県、市町村等を中心に関係機関が連携しつつ、災害応急対策を進めていくことが重要であり、広域的な支援、連携の効率化等を図るために「広域防災拠点」の配置とネットワーク化が重要である。

東北圏は、広大な圏土と起伏に富み、南北に併走する急峻な山地によって地域が分断された地形となっている。また、広範囲に都市が分散する型の地域構造となっており、都市間距離が全国に比べ約1.3倍となっている。また、特に沿岸部、横断軸での地域間交流・連携のための交通基盤が脆弱である。

このような圏域特性から、東北圏において想定されている宮城県沖地震や、大規模かつ被害が広域に及ぶ地震が発生した際には、地域の脆弱性が顕在化することが懸念される。

このような脆弱性改善の考え方としては、下記の2つがある。

- ① 個々の脆弱地域について、個別に対応方策を考える（脆弱域の内的改善）
- ② 個々の脆弱地域をカバーする広域的視点から対応方策を考える（脆弱地域に対する外的改善）

防災関連施設の効率的・効果的な整備及び既存施設の利活用の検討

（東北圏における広域防災拠点の配置検討）

1. はじめに.....	1
2. 広域防災拠点の位置づけ.....	1
3. 脆弱性の分析.....	4
4. 広域防災拠点の配置の検討について（東北圏全体の脆弱性評価から）.....	14
5. 宮城県沖地震によるオペレーションの実施.....	23
6. 宮城県沖地震を想定した具体的な広域防災拠点の配置検討.....	28
7. 広域防災拠点整備に向けた課題.....	28
8. 参考資料.....	28

＜参考資料：内閣府における広域防災拠点の定義＞

- 内閣府資料等によると、広域防災拠点について以下のように述べられている。(次頁表参照)
 - 県、市単独では対応が困難な複数の県にまたがる広域あるいは甚大な災害に対して災害対策活動を展開するための施設であり、整備主体は国、県等が考えられる。
 - 国が整備したものは県境に関わらず機能し、県が整備したものについては、その県における対象地域全体に対して機能することを想定する。
 - 救援物資の広域輸送、備蓄、広域支援部隊のベースキャンプ、災害医療支援等主としてトモノの広域的な流れを担う防災拠点である。
 - 広域防災拠点の機能は、①救援物資の中継・分配機能、②広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、③海外からの支援物資・人員の受け入れ機能、④災害医療支援機能、⑤物資等の備蓄機能、のすべて又は一部を有する。
- 上記機能に加え、以下の機能をもつ広域防災拠点を、中核的な広域防災拠点(中前期)、基幹的広域防災拠点(首都圏)とされている。
 - 国の現地対策本部、被災県市及び指定公共機関等の責任者からなる合同現地対策本部として、災害情報を集約・分析し、果敢を越える被災地全体に関わる広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔として機能し、かつ広域的な災害対策活動を効果的に展開するために必要な広域防災拠点の機能を併せ持つもの。

表 広域防災拠点の機能(内閣府)

機能	内容
① 救援物資の中継・分配機能	大規模地震災害等が発生した場合には、被災地域外から被災地域内への救援物資(水、食糧、医薬品、応急復旧資機材等)の中継輸送、集積、荷さばき、分配等を行う必要が生じることから、各種交通基盤(陸・海・空等)と連携した緊急物資の中継・分配機能が必要である。
② 広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能	大規模地震災害時の発生直後から全国より参集する広域支援部隊や救護班、NPO・ボランティア等の一次集結、宿泊、連絡等を行うことができる機能がある。
③ 海外からの支援物資・人員の受け入れ機能	大規模地震災害等が発生した場合、国内のみならず国外からも多くの物資・人員の支援等が寄せられることが想定される。海外からの支援物資・支援人員(NPO、ボランティアも含む)の受け入れについては、税関、検疫、入国手続き等が必要であることから、これらの諸手続を行うための機能が必要である。
④ 災害医療支援機能	特に緊急な対応を要する災害医療については、被災地域外から医薬品や医療用資機材・設備が輸送されるまでの間であっても対応できるよう、被災地域内の医療活動を支援するための医薬品、医療用資機材・設備の提供、後方医療機関に重傷者を搬送するためのヘリコプター及びヘリポートの確保が必要である。
⑤ 物資等の備蓄機能	被災地域外からの救援物資が輸送されるまでの間であっても救援を実施し、かつ初期段階において迅速に総合調整や要因の活動等を支援するため、水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等を備蓄できる機能が必要である(必要に応じ地域の被災者のための備蓄も行う)。

① については、防災関連施設の整備などを着実に進めていく必要があるものの、内地的改善だけで対応するのは困難であり、①と②を適切に組み合わせていく必要がある。

また、②を迅速かつ効果的に実施するための方法の一つとして、①救援物資の中継・分配機能、②広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、③海外からの支援物資・人員の受け入れ機能、④災害医療支援機能、⑤物資等の備蓄機能をもつ、「広域防災拠点」の整備が有効である。

従って、本検討においては、②の広域支援による外的改善として東北圏における広域防災拠点の配置(既存施設の利活用も含む)について検討するものとする。

本検討における広域防災拠点の定義について

- 本検討を進める上で、広域防災拠点を以下のように定義する。

広域防災拠点：県、市単独では対応が困難な複数の県にまたがる広域あるいは甚大な災害に対して災害対策活動を展開するための施設。被害がひとつの県内におさまっていないも災害対策活動が広域に及ぶ場合(国又は県等からの支援)には、広域防災拠点と位置づける。

3. 脆弱性の分析

3-1 脆弱性分析の評価項目について

通常、災害に対する地域の「脆弱性」を評価する場合様々な要素（地形・地質、地震による揺れやすさ、地域経済等）を加味する必要があるが、今回は、広域防災拠点の効率的な配置イメージを検討するため、各地域からの応急対策活動に関連する施設（防災関連施設）への陸路によるアクセス性（時間距離）を主な指標として、脆弱性の分析（東北圏内での相対評価）を行うこととした。

《災害に対する地域の脆弱性》

災害に対する地域の脆弱性を表す指標については、下記のものと考えられる。

- ① 自然構造
 - ・大規模地震の発生確率や活断層、軟弱地盤などの地形・地質 等
- ② 都市構造
 - ・防災関連施設の立地状況・機能・アクセス時間、孤立の恐れのある地域、密集市街地 等
- ③ 社会構造
 - ・人口分布状況、高齢者分布状況、自主防災組織の活動状況 等
- ④ その他
 - ・具体の地震想定による震度分布、揺れやすさ、被害状況 等

《本検討における指標》

- ・東北圏において大規模地震が発生した場合、関係機関により応急対策活動（救助・消火活動、医療活動、緊急輸送活動、避難収容活動）が展開され、その活動においては、進出拠点、災害拠点病院、広域輸送拠点、広域避難地など防災関連施設が使われることから、これらの施設の立地・分布状況が応急対策活動のしやすさに影響を与える。
- ・また、孤立の恐れがある地域では応急対策活動が遅れが生じることや、都市部等人口が集中するエリアにおいては被害が大きくなることが懸念される。

※ 上記を踏まえて今回の検討においては、脆弱性^(注1)を表す指標として都市構造及び社会構造の中から下記に示す3つの代表的なものを採用した。

【都市構造】
[A] 防災関連施設の分布状況からみた陸路による応急対策活動が困難または遅れが生じる可能性のある地域（脆弱性）の評価
[B] 孤立の恐れのある地域の分布状況 ^(注2) からみた陸路による応急対策活動が困難または遅れが生じる可能性のある地域（脆弱性）の評価
【社会構造】
[C] 人口分布状況からみた陸路による応急対策活動が困難または遅れが生じる可能性のある地域（脆弱性）の評価

注1)陸路による応急対策活動が困難または遅れが生じる可能性のある地域、東北圏内における相対評価である。

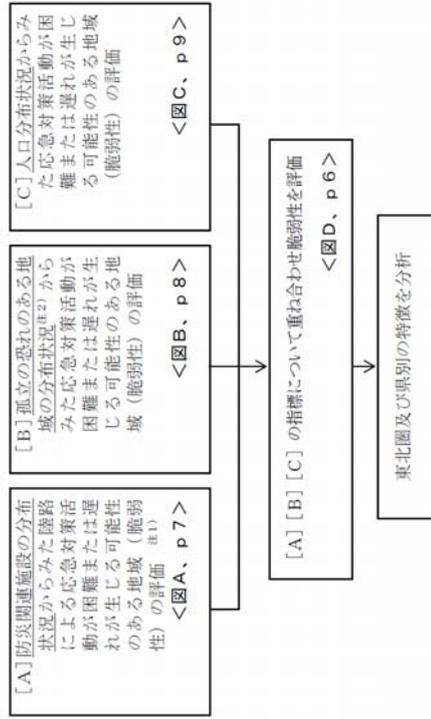
注2)データ出典：「中山間地域等の集落散在地域における孤立集落発生における可能性に関する状況調査」(H21.5、内閣府(防災担当))



大規模地震発生時の応急対策活動に関わる地域の脆弱性評価の体系

3-2 脆弱性の検討フロー

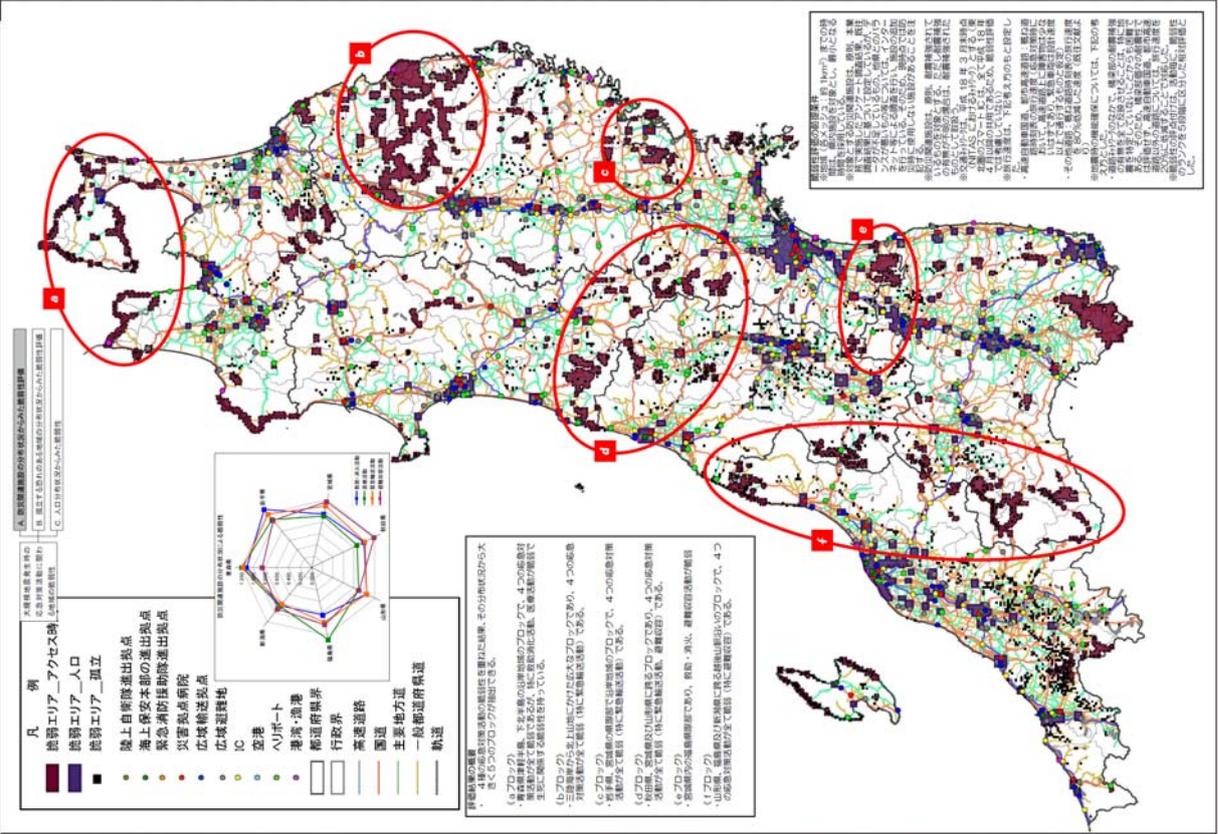
下記に脆弱性の検討フローを示す。詳細の分析手法、前提条件等については、資料欄に示す。なお、フロー中の<>内は資料頁と図番号に対応している。



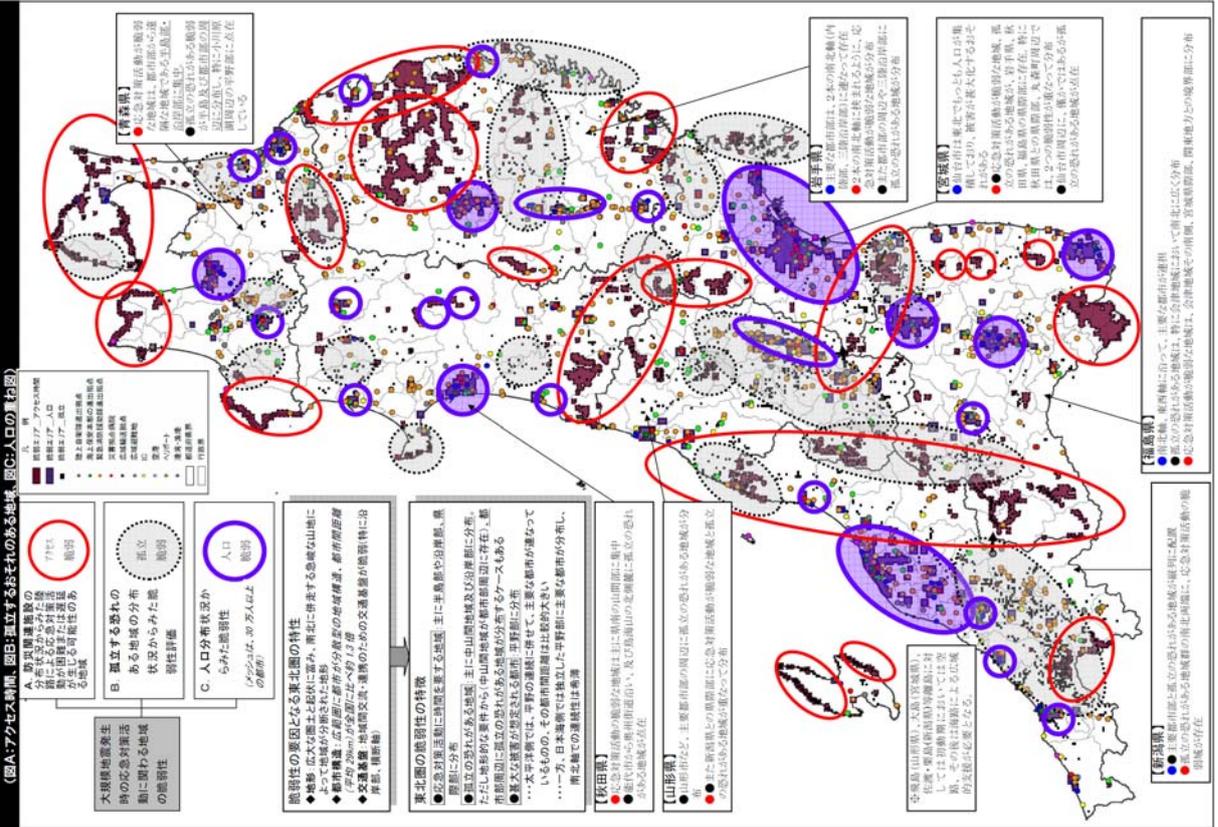
注1) 防災関連施設の分布状況からみた陸路による応急対策活動が困難または遅延が生じる可能性がある地域 [A] の各評価項目に対する評価図を以下に示す。

- ・図A-①(P10) 救助・消火活動に関わる防災関連施設（進出拠点）の分布状況からみた評価
- ・図A-②(P11) 医療活動に関わる防災関連施設（災害拠点病院）の分布状況からみた評価
- ・図A-③(P12) 緊急輸送活動に関わる防災関連施設（広域輸送拠点）の分布状況からみた評価
- ・図A-④(P13) 避難収容活動に関わる防災関連施設（広域避難地）の分布状況からみた評価

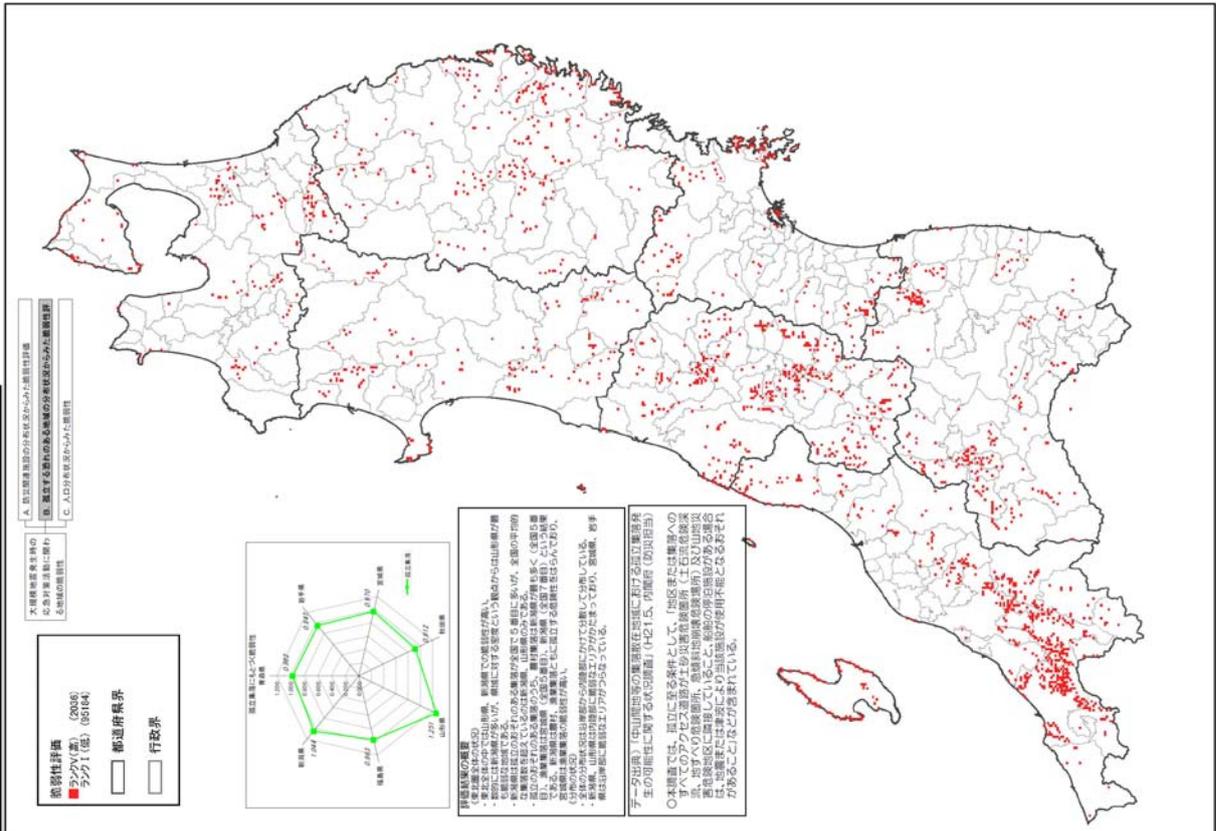
図A 防災関連施設の分布状況からみた脆弱による応急対応活動が困難または遅延が生じる可能性のある地域



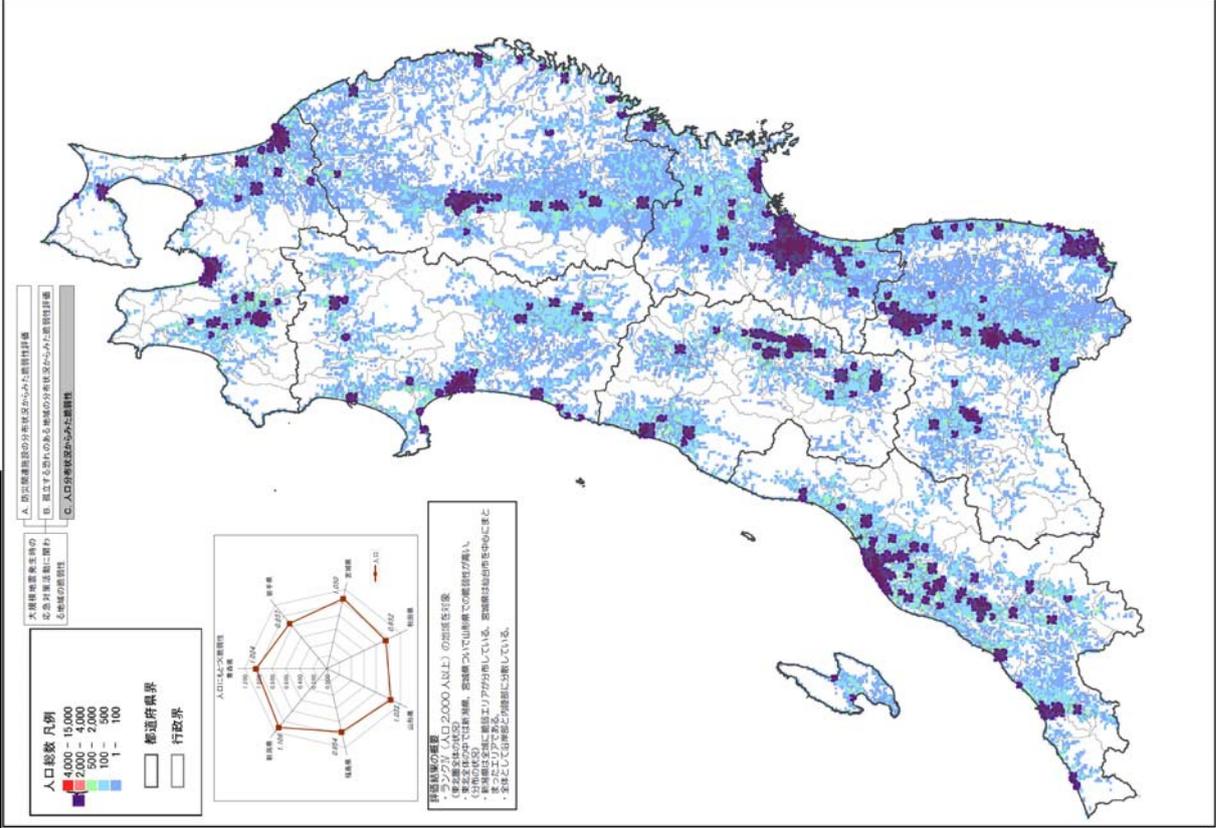
図B 孤立する恐れのある地域からみた脆弱による応急対応活動が困難または遅延が生じる可能性のある地域



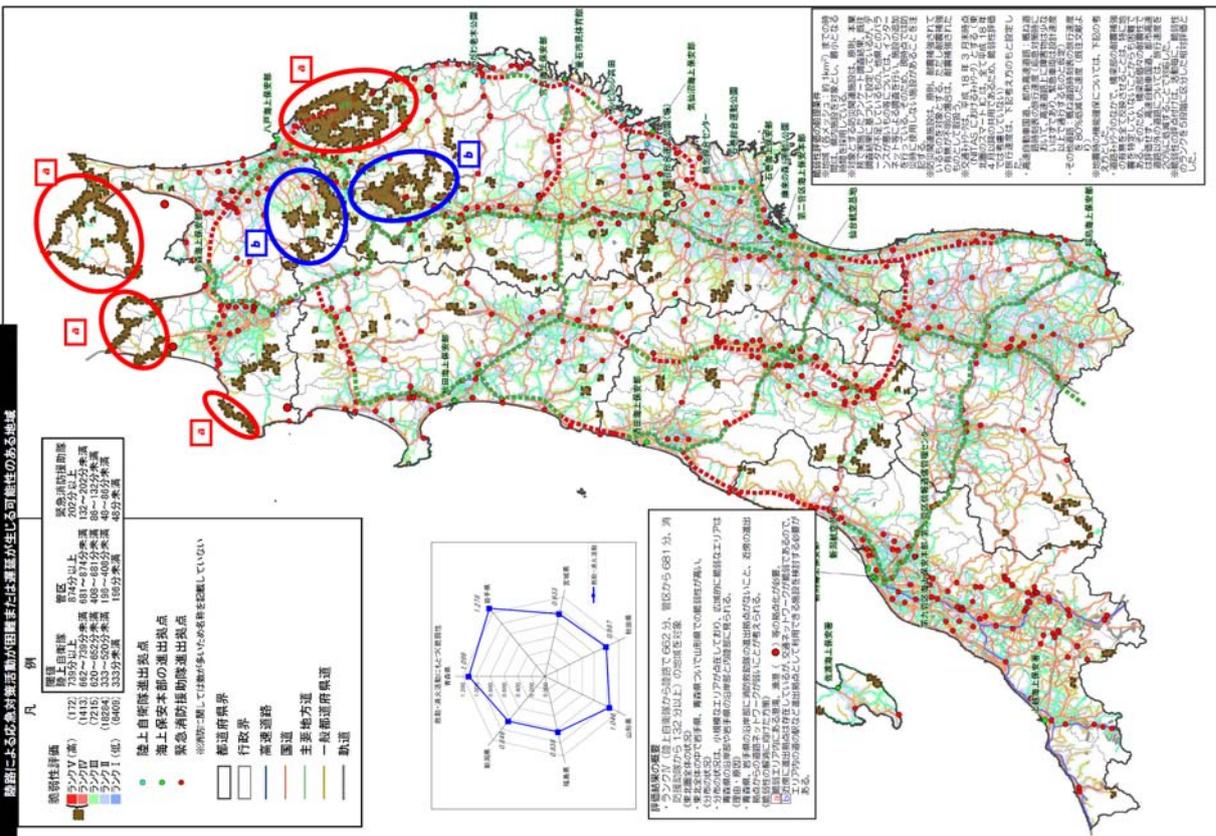
図一B 孤立する恐れのある地域の分布状況からみた脆弱性評価図



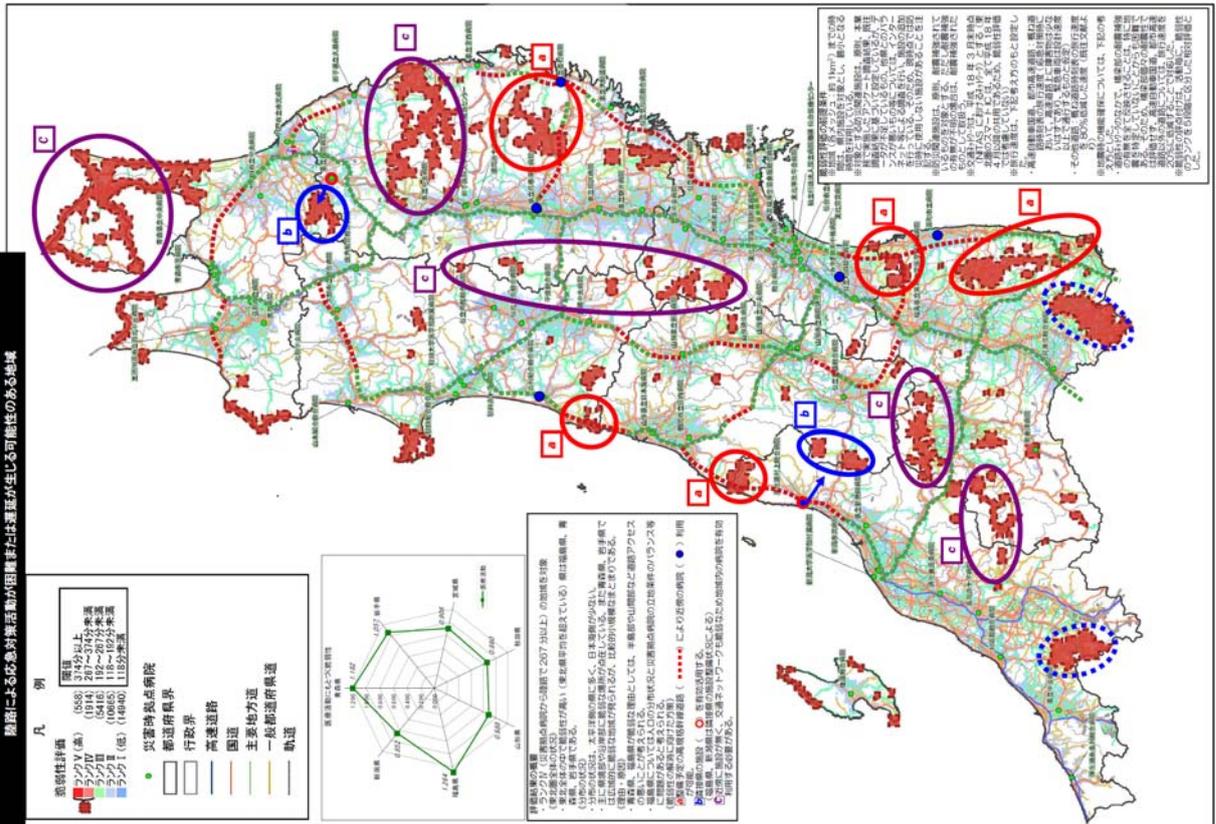
図一C 人口分布状況からみた脆弱性評価図



図A-① 移動・消火活動に関する防災関連施設(進出拠点)の分布状況からみた、
 陸路による緊急対策活動が困難または重症が生じる可能性のある地域



図A-② 医療活動に関する防災関連施設(災害拠点病院)の分布状況からみた、
 陸路による緊急対策活動が困難または重症が生じる可能性のある地域



3-3 脆弱性の評価（東北圏の特徴）

- 東北圏における災害脆弱地域の特徴を分析すると、主に下記のことと言える。
 - 甚大な被害が想定される都市は、平野部に分布。太平洋側では、平野の連続に併せて、主要な都市が連なっているもの、その都市間距離は比較的大きい。一方、日本海側では孤立した平野部に主要な都市が分布し、南北軸での連続性は希薄。
 - 応急対策活動に時間を要する地域は、主に半島部や沿岸部、県際部に分布。
 - 孤立の恐れがある地域は、主に中山間地域に分布。

※上記のことから、大規模地震が発生した場合に、東北圏における脆弱性の地域分布の特徴から、都市部と孤立の恐れがある地域、あるいは応急対策活動におけるアクセシビリティが良くない地域を同時に支援する必要があるが生じ、一連の空間と個別に点在する空間を対象として、応急対策活動における人員・資機材等の集中と分散、配分等の総合調整などを行うことが必要になる。（首都圏をはじめとする三大都市圏の場合は、一連の大規模空間を対象としている。）

3-4 脆弱性の評価（県別の特徴）

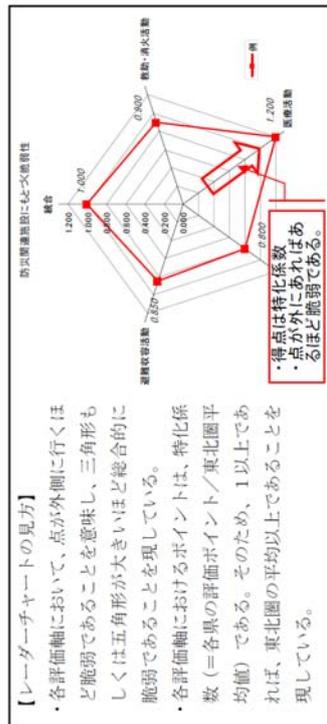
- 次頁に、災害における脆弱性分析を県別に実施した結果を示す。
- 分析により、脆弱地域間の関係（概略構造パターン）を明らかにするとともに、アクセス時間、人口及び孤立集落の3つの軸からみた総合的な脆弱性評価、また防災関連施設に関する脆弱性評価（4つの応急対策活動におけるアクセシビリティ）を行った。

- (1) 脆弱性の評価（アクセス時間、孤立集落、人口）
 - 3-1で述べた3つの脆弱性評価軸をもとに県別特性をみると、[A] 応急対策活動が最も脆弱（時間を要する）なのは岩手県であり、[C] 人口集積による脆弱性が最も高いのは新潟県となった。また[B] 孤立の恐れがある地域については、数的には新潟県が多く、次いで山形県が多い結果となっている。その他、青森県、宮城県、秋田県、福島県は、ほぼ東北圏における平均的な結果となった。

- (2) アクセシビリティに関する脆弱性
 - アクセシビリティとは、応急対策活動の各活動（救助・消火、医療、緊急輸送、避難収容）に関連する施設へのアクセス時間のことである。
 - 新潟県は4つの活動すべてにおいて、東北圏の平均以下となり、最も脆弱でない結果となった。4つの活動それぞれで、最も脆弱であった県は次のとおりである。なお脆弱となった要因としては、施設不足、施設分布の偏り、そして道路交通ネットワーク不足が総合的に影響していることが考えられる。

- 救助・消火活動：岩手県
- 医療活動：福島県
- 緊急輸送活動：岩手県
- 避難収容活動：秋田県

なお、図中に示したレーダーチャートの見方は、下記のとおりである。



4. 広域防災拠点の配置の検討について（東北圏全体の脆弱性評価から）

4-1 配置ゾーンの検討

前項で検討した東北圏における脆弱性の特徴を踏まえて応急対策活動の効果的・効率的な実施に向けた、広域防災拠点の配置について、以下の3つの視点から検討を行った。

- A. 脆弱エリア（①時間脆弱性、②孤立脆弱性、③人口脆弱性）を効率良く支援できる位置
- B. 陸・海・空等の交通結節点に近接
- C. 震度6以上の地震の発生する確率が高いエリア以外

A. 脆弱エリア（①時間脆弱性、②孤立脆弱性、③人口脆弱性）を効率良く支援できる位置

- 3つの視点（①時間脆弱性、②孤立脆弱性、③人口脆弱性）にもとづく脆弱地域の分布状況を踏まえ、1）まず、それぞれの脆弱地域を効率良く支援できる位置に広域防災拠点を配置する。

● なお脆弱地域への主たる応急対策活動手段を以下のように考える。

- 救助・消火活動並びに医療活動 ⇒ 陸路・空路
- 緊急輸送活動 ⇒ 陸路・航路
- 避難収容活動 ⇒ 陸路

● また人口脆弱地域は、被災時に甚大な被害が発生する可能性が高く、緊急車両通行も危ぶまれる。そのため県レベルの防災拠点ならびに広域防災拠点は、人口脆弱地域外の周辺部に配置することを前提とする。

B. 陸・海・空等の交通結節点に近接

● 広域防災拠点は、全国各方面からの集結、脆弱地域との往復等の効率性を勘案し、インターチェンジ、港湾・漁港、空港（耐震強化岸壁整備）、空港等の交通結節点付近に配置する。

C. 震度6以上の地震の発生する確率が高いエリア以外

● 拠点を配置にあたっては、施設そのものの地震に対する安全性の確保が求められるため、震度6以上の地震の発生確率が高いエリア以外に設置することが望ましい。

● 本検討にあたっては、「今後30年に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率（最大）^{注1}」を参考とした。

● なお、今回の広域防災拠点配置ゾーンイメージはエリアで示しており、エリアの中にもさまざまな確率のエリアがモザイク状に分布している。今後具体の検討に際しては、ジャヤストポイントでの震度確率を確認する必要がある。

注1）次頁図を参照。確率論的地震動予測図：日本とその周辺で発生するすべての地震の位置・規模・確率に基づいて、地震動の「強さ」・「期間」・「確率」の関係情報を扱い、各地点がどの程度の確率でどの程度揺れるのかをまとめて計算し、その分布を地図に示したものの、地震動きのポテンシャルともいえるものである。

表 3-1 脆弱性評価結果

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	新潟県
脆弱性地域の概略構造パターン							
脆弱性の評価（県別）							
防災関連施設に関する脆弱性評価							

※ 凡例 ○：都市部（人口密集地）、●：応急対策活動に時間を要するおそれのある地域、■：孤立のおそれがある集落、⇄：高規格幹線道路

＜参考資料：脆弱地域の改善・支援の考え方＞

各脆弱地域の特性及び分布状況を踏まえ、脆弱地域の改善・支援の方向性を下表に整理する。

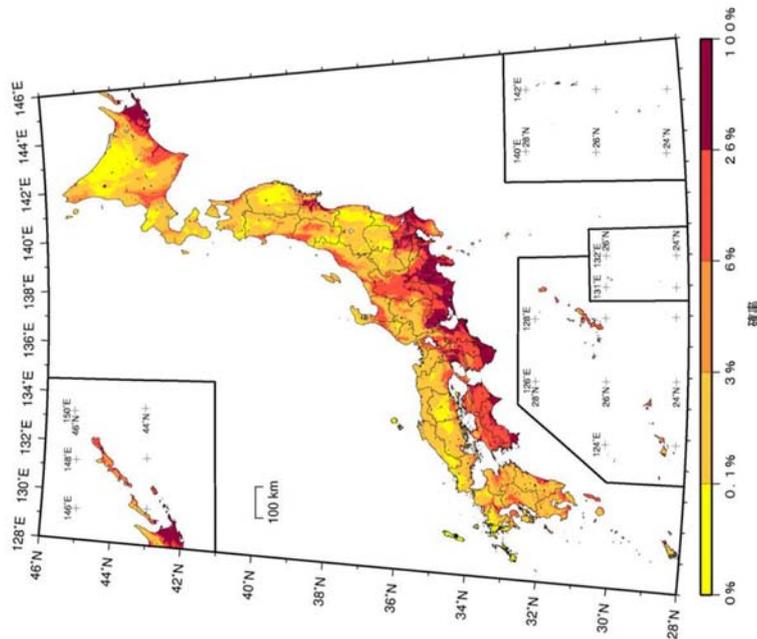
区分	分布特性	改善・支援の方向性
①時間脆弱性	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部や内陸部に、ある程度のまとまりを持って分布 	<p>方向性1：脆弱地域の分布状況を勘案し、復元の脆弱地域への迅速な応急対策活動に資する拠点を配置する（新規整備もしくは既存施設の利活用）</p> <p>方向性2：不足機能を補完するよう脆弱地域内にある既存施設の利活用を図る</p>
②孤立脆弱性	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域を中心に、東北圏に広く分布 	<p>方向性1：孤立の恐れがある地域個別に対応することは困難であるため、効率的に孤立脆弱地域への活動が展開できる位置に拠点を整備する（新規整備もしくは既存施設の利活用）</p>
③人口脆弱性	<ul style="list-style-type: none"> 太平洋側は、大規模、中小規模の脆弱地域が連担して分布 日本海側は、県庁所在地等を中心に分布しているため、脆弱地域間距離が長く、独立した分布 	<p>方向性1：人口脆弱地域は、甚大な被害を受けられる可能性があるため、地域内の拠点等整備、施設の利活用は現実的ではない。そのため、その周辺部に応急対策活動を支援する拠点を整備する（新規整備もしくは既存施設の利活用）</p>

以上を踏まえ、防災関連施設の効率的・効果的な整備等については、2つの方向性で検討を実施する。

方向性1：応急対策活動の効果的・効率的な実施に向けて、脆弱地域外に広域的な支援を行う防災拠点を配置する（新規整備もしくは既存施設の利活用を前提）。

方向性2：時間脆弱性に限り、脆弱地域内において、不足する施設・機能を補うための既存施設の利活用を図る。

※ここでは、広域防災拠点が果たすべき役割を考慮し、方向性1の検討を行った。



（モデル計算条件により確率ゼロのメッシュは白色表示）

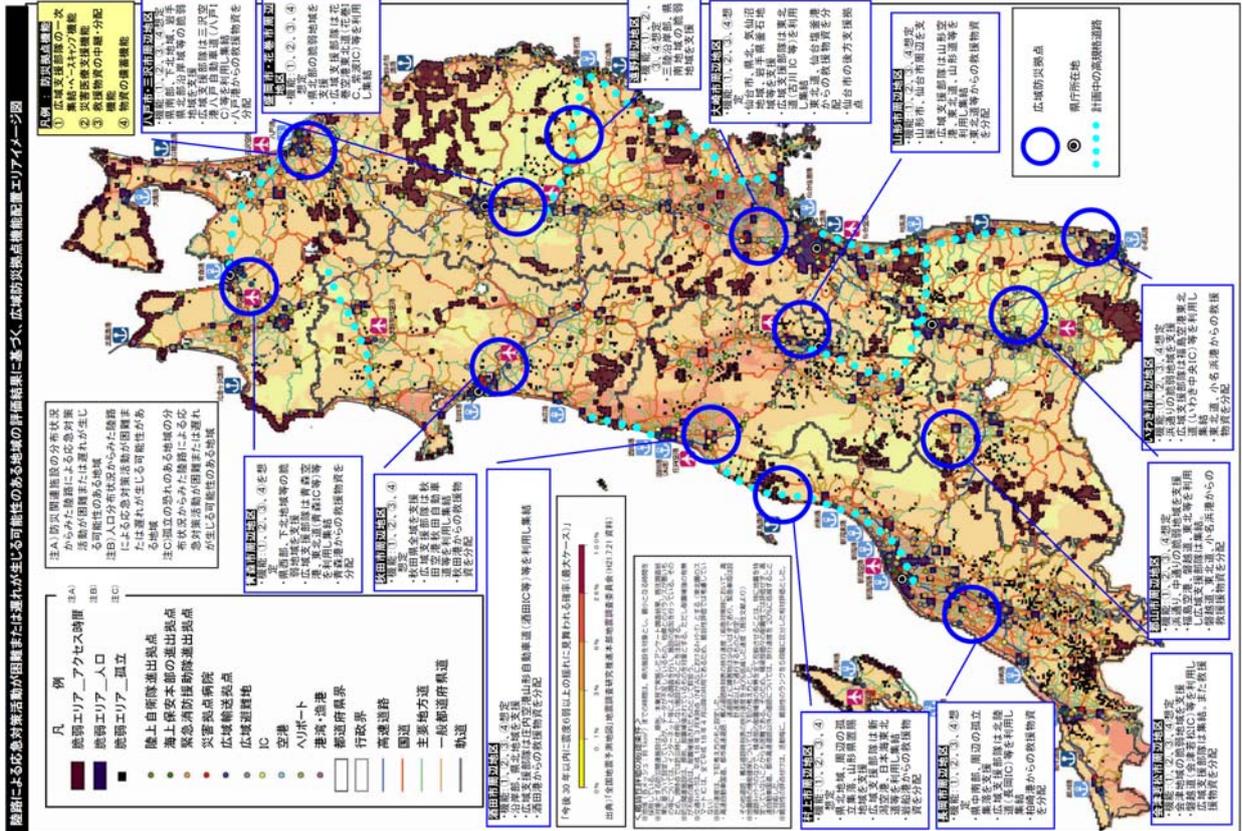
標準的地震動予測地図：確率の分布

今後30年間に、震度6弱以上の揺れに襲われる確率
（最大ケース・全地震）

出典）全国地震動予測地図（H21.7）地震調査研究推進本部地震調査委員会

表 4-2 広域防災拠点に対応した既存施設(2/2)

地名	広域防災拠点として 機能する施設 (面積は以上の大規模防災 広域防災拠点として対応する施設)	そのほかの関連施設等	
		拠点施設	広域防災拠点
沼田市周辺地区	沼田公園 小倉山公園(10.8ha) 沼田公園 沼田市民会館 沼田市民会館 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園	沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園	沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園
いわき市周辺地区	三輪公園(15.9ha) いわき公園(10.8ha) いわき公園(10.8ha) いわき公園(10.8ha) いわき公園(10.8ha) いわき公園(10.8ha) いわき公園(10.8ha) いわき公園(10.8ha) いわき公園(10.8ha) いわき公園(10.8ha)	三輪公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園	三輪公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園 いわき公園
郡山市周辺地区	小倉山公園(10.8ha) 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園	沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園	沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園 沼田公園
伊達市周辺地区	伊達公園(10.8ha) 伊達公園(10.8ha) 伊達公園(10.8ha) 伊達公園(10.8ha) 伊達公園(10.8ha) 伊達公園(10.8ha) 伊達公園(10.8ha) 伊達公園(10.8ha) 伊達公園(10.8ha) 伊達公園(10.8ha)	伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園	伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園 伊達公園
赤松市周辺地区	赤松公園(10.8ha) 赤松公園(10.8ha) 赤松公園(10.8ha) 赤松公園(10.8ha) 赤松公園(10.8ha) 赤松公園(10.8ha) 赤松公園(10.8ha) 赤松公園(10.8ha) 赤松公園(10.8ha) 赤松公園(10.8ha)	赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園	赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園 赤松公園
長岡市周辺地区	長岡公園(10.8ha) 長岡公園(10.8ha) 長岡公園(10.8ha) 長岡公園(10.8ha) 長岡公園(10.8ha) 長岡公園(10.8ha) 長岡公園(10.8ha) 長岡公園(10.8ha) 長岡公園(10.8ha) 長岡公園(10.8ha)	長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園	長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園 長岡公園



5. 宮城県沖地震によるオペレーションの実施

広域防災拠点の配置イメージをもとに、宮城県沖地震(運動型)の想定被害に基づく応急対策活動の概略的なオペレーションを実施し、活動イメージ図を作成した。

オペレーションの実施にあたっては、今後30年以内のM7.5クラスの地震の発生確率が99%と想定され、発災の切迫性が高まっている「宮城県沖地震(運動型)」を対象として下記の時間的目標とおり検討した。

1. 応急対策活動における時間的目標の設定(表5-1)
2. 各関係機関の支援・応援体制を基に時系列で関係機関における応急対策活動内容の整理(表5-2)
3. 宮城県沖地震における応急対策活動イメージ図の作成。

表5-1 応急対策活動における時間的目標

目標時間	応急対策活動
1時間程度	・被災状況の把握開始(主へへリ) ・各救出・救助・救急活動部隊の出動開始
3時間程度	・緊急輸送ルート(優先確保ルート)の選定開始
6時間程度	・広域搬送拠点への重傷者等の搬送活動開始
12時間程度	・緊急輸送ルートの通行確保開始
1日程度	・広域避難収容計画の作成開始
3日程度	・緊急輸送路の通行確保

表5-2 各機関の支援・応援体制

機関	応援体制	活動内容
消防庁	緊急消防援助隊	・ 救急・救助、要救助者の探索 ・ 大規模火災発生時の炎症防止等消、へりを 用いた消火等
警察庁	広域緊急援助隊	・ 救出・救助 ・ 緊急交通路の確保 ・ 被災者への安否情報の提供等
防衛省・自衛隊	自衛隊	・ 捜索・救助、医療、給水、人員・物資の 郵送等
海上保安庁	特殊救難隊	・ 救助、船舶の消火
厚生労働省	DMAT	・ 広域医療搬送、医療
国土交通省	TEC-FORCE	・ 被災状況の把握、応急復旧

<参考資料：宮城県沖地震の概要>

【宮城県沖地震について】

- 地震規模：M8.2 (陸域側と海溝側の運動型)
- 地震の長期評価によると、今後30年以内のM7.5クラスの地震の発生確率が99%とされている。
- また、日本海溝よりの海域の地震と運動した場合には、M8.0前後の地震が想定されている。
- これらの地震では、宮城県を中心に広い範囲で震度6以上の揺れや液状化、および津波の被害が想定されている。

【被害の特徴】

- 仙台市中心部の被害(震度5強)は広範囲に及ぶと想定されている。また、津波による被害が揺れによる被害よりも甚大となる特徴がある。
- なお、気象庁震度階級間連解説表によると、震度6以上になると建物、ライフライン等に甚大な被害が発生するとされている。

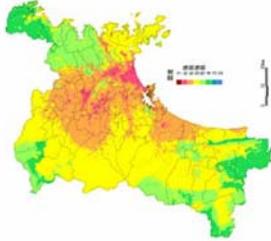
【被害想定】

- 冬18時、風速15m/sのケースで、揺れ、液状化、急傾斜地崩壊、津波、火災等、様々な原因により建物全壊が約21,000棟と予測されている。
- 内訳は、火災による焼失棟数が約14,000棟となっており、建物被害の最大の原因となっている。津波被害も大きく、津波による全壊棟数は約2,900棟と予測されている。
- また、人的被害は冬5時のケースで、死者290人、負傷者2,040人と想定されている。

<被害想定：宮城県沖地震の被害>

項目	被害想定(冬18時のケース)	被害想定(冬5時のケース)
建物全壊棟数	約21,000棟	約2,900棟
焼失棟数	約14,000棟	約2,900棟
火災	約14,000棟	約2,900棟
合計	約35,000棟	約5,800棟
人的被害	死者290人、負傷者2,040人	死者290人、負傷者2,040人
経済的被害	約3,000億円	約3,000億円
その他の被害	約3,000億円	約3,000億円
津波	約3,000億円	約3,000億円
火災	約3,000億円	約3,000億円
合計	約6,000億円	約6,000億円

<震度分布：宮城県沖地震(運動)>



出典)

- ・被害想定：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告(中央防災会議、平成18年1月)
- ・震度分布図：宮城県第3次地震被害想定調査報告書(概要版)(宮城県防災会議地震対策専門部会、平成16年3月)

表 5-1 宮城県沖地震における応急対策活動イメージ図

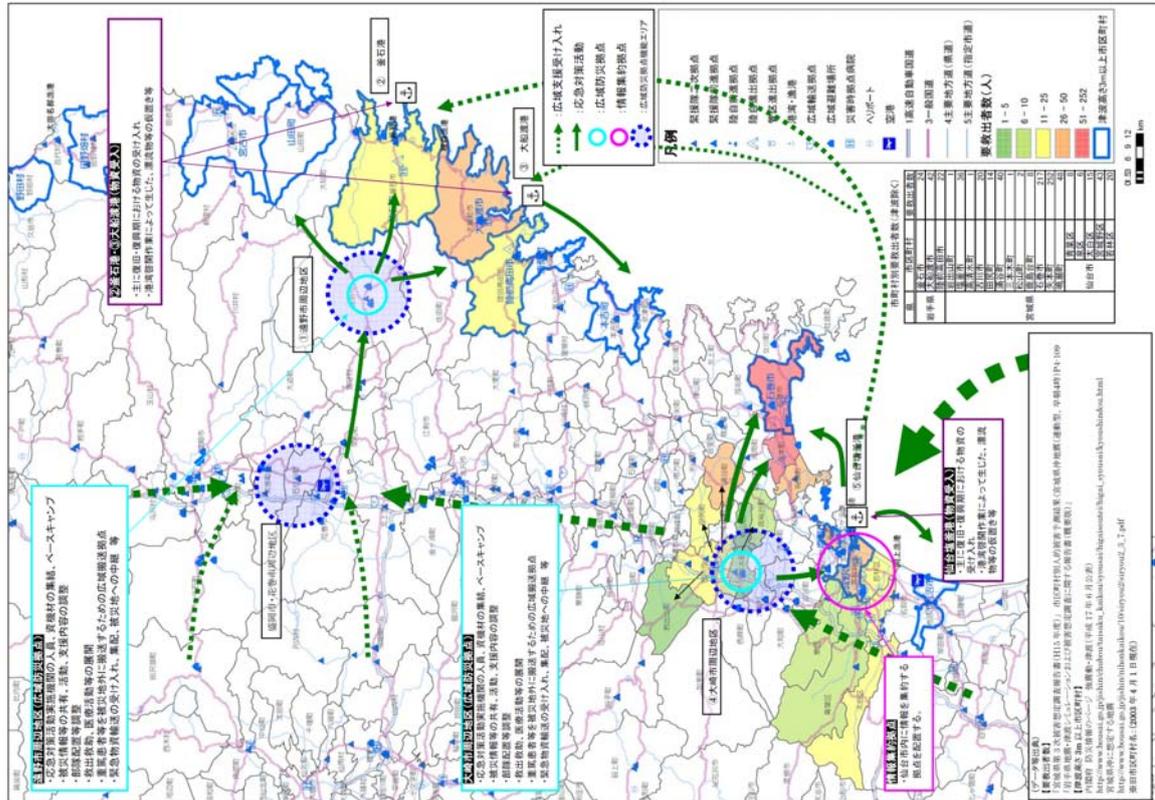


表 5-1 防災拠点候補地（宮城県沖地震・運動型を想定）

活動拠点 No	活動内容	備考
① 遠野市周辺地区 (広域防災拠点)	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策活動実施機関の人員、資機材の集結、ベースキャンプ 被災情報等の共有、活動、支援内容の調整 部隊配置等調整 救出救助、医療活動等の展開 重篤患者等を被災地外に搬送するための広域搬送拠点 緊急物資輸送の受け入れ、集配、被災地への中継等 	
② 釜石港 (物資受入)	<ul style="list-style-type: none"> 主に復旧・復興期における船舶による域外からの物資の受け入れと被災地への輸送の中継 港湾啓開作業によって生じた、漂流物等の仮置き(周辺地区で確保) 	
③ 大船渡港 (物資受入)	<ul style="list-style-type: none"> 主に復旧・復興期における船舶による域外からの物資の受け入れと被災地への輸送の中継 港湾啓開作業によって生じた、漂流物等の仮置き(周辺地区で確保) 	
④ 大崎市周辺地区 (広域防災拠点)	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策活動実施機関の人員、資機材の集結、ベースキャンプ 被災情報等の共有、活動、支援内容の調整 部隊配置等調整 救出救助、医療活動等の展開 重篤患者等を被災地外に搬送するための広域搬送拠点 緊急物資輸送の受け入れ、集配、被災地への中継等 	
⑤ 仙台塩釜港 (物資受入)	<ul style="list-style-type: none"> 主に復旧・復興期における船舶による域外からの物資の受け入れと被災地への輸送の中継 港湾啓開作業によって生じた、漂流物等の仮置き(周辺地区で確保) 	

・ 東北圏全体の脆弱性評価における広域防災拠点の配置イメージについては、本項で検討した宮城県沖地震によるオペレーションによりその妥当性が確認できた。

6. 宮城県沖地震を想定した具体的な広域防災拠点の配置検討

前章で検討した宮城県沖地震をケーススタディとして広域防災拠点の具体的な配置について検討する。

広域防災拠点に必要な要件として、下記が考えられる。

[広域防災拠点に必要な要件]

- ① 県の特組みを超えて、域外からの活動要員等の活動拠点（ベースキャンプ）や人員の展開・物資の集配のための中継地点となる一定の空間オープンスペースが確保できること。
- ② 広域支援部隊や防災関係機関が集結し易い交通アクセスに優れた箇所であること。
- ③ 広域的な災害対策活動の展開に必要な情報を共有化できるよう、情報・通信設備が確保できること。

- ・ 第5章で検討したオペレーションで提示された、表5-3の広域防災拠点候補地に上記の必要な要件を照らし合わせると、「大崎市周辺地区」においては、三本木新世紀公園を中心とした周辺地区が、「遠野市周辺地区」においては、遠野市運動公園が広域防災拠点として適していると考えられる。

	①オープンスペース	②交通アクセス	③通信設備等	周辺の防災施設
大崎市周辺地区 ◆三本木新世紀公園	・公園 (約17ha)	・国道4号 ・三本木スマートIC ・古川IC ・JR古川駅（新幹線）	・周辺施設の道の駅三本木（情報提供施設）と光ファイバーで接続	・道の駅三本木（防災拠点化） ・河川防災ST ・大崎市民病院 ・三本木総合支所
遠野市周辺地区 ◆遠野運動公園	・公園 (約26ha)	・東北横断自動車道釜石秋田線（東和IC） ・国道283号	・通信設備の確保が必要	・県立遠野病院

7. 広域防災拠点の整備に向けた課題

◆広域防災拠点の位置付けについて

広域防災拠点は県、市単独では対応が困難な複数の県にまたがる広域あるいは甚大な災害に対して災害対策活動を展開するための施設である。

これに加え、国の現地对策本部、被災県市及び指定公共機関等の責任者からなる合同現地对策本部として、県境を超える広域的な災害対策活動の総合調整を行う現地の司令塔として機能を併せ持つものとして中核的広域防災拠点が考えられる。

しかしながら中核的広域防災拠点の位置付けにあたっては、学識経験者及び内閣府も含めた防災関係機関による協議会等を設置し、同協議会による合意や国の施策上の位置付けが必要である。

**資料—6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策東北地区連絡協議会広域連携部会
東北圏広域地方計画 取組推進PT委員名簿**

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策東北地区連絡協議会 広域連携部会員
 東北圏広域地方計画 取組推進PTメンバー

	機関名	所属	役職
国 関 係 機 関	東北管区警察局	総務監察・広域調整部	災害対策官
	東北総合通信局	総務部 総務課	総務課長
	東北厚生局	総務課	総務課長
	東北農政局	生産経営流通部 農産課	農産課長
	東北森林管理局	企画調整室	企画調整室長
	東北経済産業局	総務企画部 総務課	総務課長
	東北地方整備局	企画部	防災対策官
	〃	企画部 防災課	防災課長
	東北運輸局	総務部	安全防災・危機管理調整官
	東京航空局	仙台空港事務所	総務課長
	東北地方測量部		防災情報管理官
	仙台管区气象台	総務部 業務課	業務課長
	第二管区海上保安本部	警備救難部 救難課	救難課長
	東北防衛局	企画部	地方調整課長
	陸上自衛隊東北方面總監部	調査部 資料課	資料課長
	北陸地方整備局	企画部 防災課	防災課長
	自 治 体	青森県	総務部 防災消防課
〃		県土整備部 整備企画課	整備企画課長
岩手県		総務部 総合防災室	防災危機管理監
〃		県土整備部 河川課	総括課長
宮城県		総務部 危機対策課	危機対策課長
〃		土木部 防災砂防課	防災砂防課長
福島県		生活環境部 県民安全総室災害対策課	課長
〃		土木部 土木企画課	課長
秋田県		知事公室 総合防災課	総合防災課長
〃		建設交通部 建設交通政策課	建設交通政策課長
山形県		総務部 危機管理室 総合防災課	総合防災課長
〃		土木部 河川砂防課	河川砂防課長
新潟県		防災局 防災企画課	防災企画課長
〃		土木部 監理課	監理課長
仙台市		消防局	防災安全部長
〃		建設局 百年の杜推進部 河川課	河川課長
新潟市		市民生活部 危機管理防災課	危機管理防災課長